

久留米市第 5 期高齢者福祉計画  
及び介護保険事業計画  
《久留米市いきいき高齢者支援計画》  
(素案)

平成 2 4 年 1 月  
久 留 米 市

# 目 次

---

## 第 1 部 総論

第 1 章 計画策定の目的、策定体制等 -----	1
1. 計画策定の背景と目的 -----	1
2. 根拠法令 -----	1
3. 他の計画等との整合性確保 -----	2
4. 計画の位置づけ -----	4
5. 計画の期間 -----	4
6. 計画策定の体制等 -----	5
第 2 章 計画の基本理念 -----	6
第 3 章 高齢者を取り巻く現状と今後の見通し -----	7
1. 高齢化の状況、将来推計 -----	7
2. 高齢者実態調査等の結果概要と課題 -----	13
3. 本市の介護保険制度の状況 -----	26
4. 第 4 期計画の評価及び課題 -----	31
第 4 章 第 5 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の方向性 -----	39
第 5 章 施策体系及び施策展開にあたって -----	40
1. 施策体系 -----	40
2. 施策展開にあたって -----	41

## 第 2 部 久留米市における高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開

第 1 章 健康づくりと介護予防の推進 -----	43
1. 健康づくりの推進 -----	43
2. 介護予防の推進 -----	45
第 2 章 地域包括ケア体制の整備・推進 -----	48
1. 地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の構築 -----	48
2. 単身高齢者及び高齢者世帯の在宅生活支援 -----	50
3. 介護家族への支援 -----	51
4. 災害時のための援護体制 -----	52
第 3 章 高齢者の権利擁護 -----	53
1. 虐待防止及び発生時の適切かつ迅速な対応へのネットワーク構築 -----	53
2. 悪質商法等の被害や人権侵害からの保護 -----	54
3. 成年後見制度の普及 -----	54
4. 高齢者の権利擁護等に関する相談支援 -----	55

# 目次

---

第4章 認知症高齢者とその家族の支援 -----	56
1. 認知症予防の推進 -----	56
2. 認知症高齢者と家族の総合支援 -----	57
3. 認知症の啓発推進、サポーター等養成 -----	58
4. 認知症高齢者の地域での見守り -----	58
第5章 生活環境の整備 -----	60
1. 高齢者が安心して暮らせる住居等の整備 -----	60
2. ユニバーサルデザインのまちづくり -----	62
3. 高齢者が円滑に移動できる交通環境の整備 -----	63
第6章 高齢者の積極的な社会参加 -----	64
1. 高齢者の就業支援 -----	64
2. 高齢者間及び高齢者と他世代との交流促進 -----	65
3. 生涯学習・生涯スポーツの推進 -----	66
4. 社会貢献活動の促進 -----	68
第7章 介護保険事業の円滑な実施 -----	69
1. 介護サービスの質の確保 -----	69
2. 給付の適正化への取組み -----	71
3. 適正な要介護認定の実施 -----	72
4. 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実 -----	73
5. 介護事業所における防災対策への啓発・指導 -----	74
第8章 介護サービス基盤の整備 -----	75
1. 施設・居住系サービス -----	75
2. 居宅介護サービス -----	76
3. 地域密着型サービス（施設・居住系を除く） -----	76
第9章 介護保険サービス量の見込み -----	78
1. 人口推計 -----	79
2. 被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計 -----	80
3. 施設・居住系サービス利用者数の見込み -----	81
4. 標準的居宅サービス等受給者の推計 -----	83
5. 標準的居宅サービス等見込み量の推計 -----	83
第10章 介護保険料等 -----	85
1. 保険料の算出方法 -----	85
2. 第5期計画期間における第1号被保険者保険料 -----	89
3. 低所得者への配慮 -----	91

# 目 次

---

## 第3部 計画の推進と評価の体制等

- 1. 計画の推進体制 ----- 95
- 2. 計画の進捗状況の点検と評価の実施 ----- 95
- 3. 計画推進に必要な事項 ----- 95



# 第1部 総論





# 第1章 計画策定の目的、策定体制等

## 1 計画策定の背景と目的

我が国では、世界でも例を見ない速さで高齢化が進み、本格的な高齢社会を迎え、高度成長期に青年期を過ごすなど、変動著しい時代を経験してきた団塊の世代が加わり、高齢者の生活様式、考え方等価値観は、一層多様化すると考えられます。高齢者施策は、こうした高齢者像の変化に対応したものでなければなりません。

また、国の基本指針では、各自治体が高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括システムを構築するために必要となる、認知症支援策の充実、医療との連携、高齢者の居住に係る施設との連携、生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択し第5期計画に位置づける等、段階的に計画の充実強化を図ることが示されています。

本計画は、これらの状況に総合的に対応するため平成21年3月に策定した第4期久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を見直すもので、今後の高齢者施策の方向性を明らかにし、これに向かって地域や関係機関と行政が協働し、事業を円滑に実施していくための指針を示すものです。

## 2 根拠法令

本計画は、高齢者に関する様々な福祉施策や介護保険制度を円滑に実施するための総合的な計画であり、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

### ○ 介護保険法

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2・3 （略）

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

### 3 他の計画等との整合性確保

#### (1) 総合計画等との関係

この計画は、“水と緑の人間都市”を基本理念とする『久留米市新総合計画』（平成18年3月策定）、高齢者がいつまでも幸せに暮らすことができるようなまちづくりの推進を図るため、市民と行政が一体となって取り組む指針として制定した『久留米市高齢者憲章』（平成8年11月策定）等の理念に沿った高齢者保健福祉分野の計画です。

『久留米市新総合計画』  
(基本構想：平成13～37年度、第2次基本計画：平成17～26年度)

◆ 保健福祉分野の目指す都市像

「市民一人ひとりが輝く都市 久留米」

◆ 保健福祉分野の大綱

「健康で生きがいもてるまちに」

(施策：「健康の保持・増進対策の推進」、「高齢者の生きがい対策と社会参加の促進」)

「やさしさと思いやりの見えるまちに」

(施策：「高齢者福祉の充実」、「介護保険制度の円滑な運営」)

『久留米市高齢者憲章』（平成8年11月）

(健康と自立への努力)

1 自ら心身の健康づくりに努め、経済的・社会的・生活的な自立をめざします。

(生涯学習と社会参加の促進)

2 高齢者が生涯を通じて学習でき、社会の一員として生きがいをもって活躍できるまちをつくります。

(保健・医療・福祉の充実)

3 豊かな医療環境を活かし、保健・福祉を充実して、高齢者が安心して健やかに暮らせるまちをつくります。

(生活環境の整備)

4 水と緑に囲まれた自然環境との共生をはかり、高齢者が安全で快適に暮らせるまちをつくります。

(安らぎのある家庭と地域の連帯)

5 家庭の安らぎや地域の温かいふれあいに満ちた、高齢者にやさしいまちをつくります。

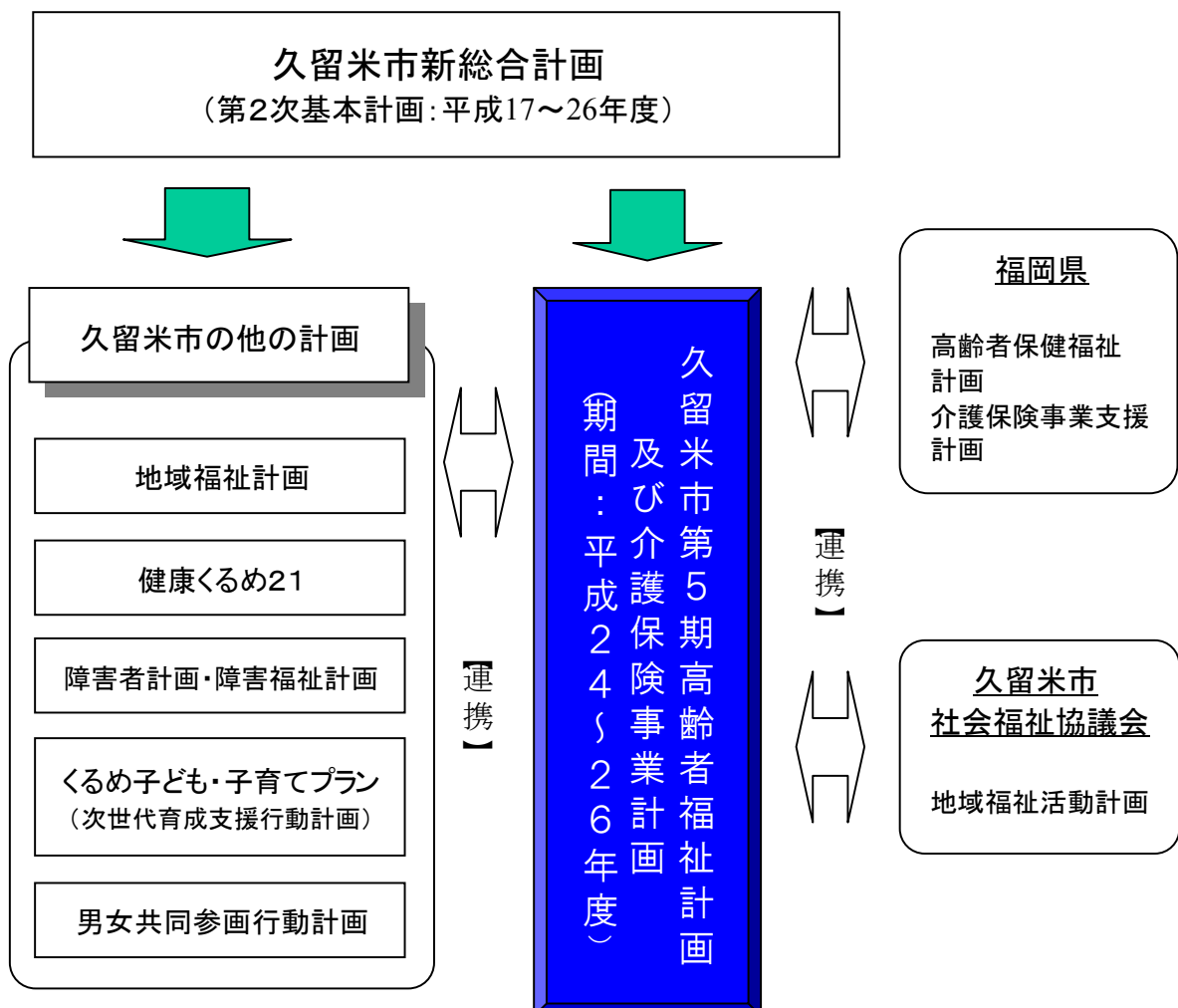


(2) 総合計画以外の他の計画との関係

計画の総合的な推進を図るため、当該計画の策定及び推進に当たっては、以下の計画をはじめとした、久留米市等における他の保健福祉関係の計画等と調和させ、整合性を図りながら取り組んでいきます。

- 地域福祉計画
- 健康くるめ21
- 障害者計画・障害福祉計画
- くるめ子ども・子育てプラン（次世代育成支援行動計画）
- 男女共同参画行動計画
- その他の市の計画
- 久留米市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」
- 県の策定する介護保険事業支援計画、高齢者保健福祉計画等

<他の計画との関係（イメージ図）>

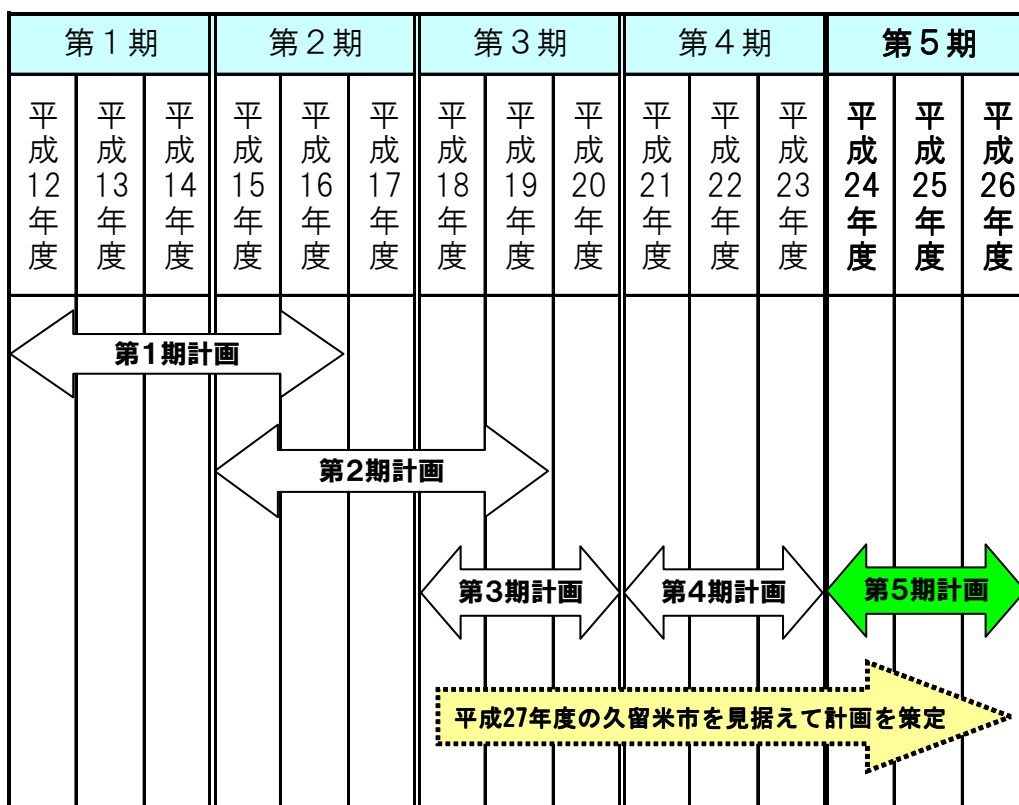


## 4 計画の位置づけ

第5期計画は、第3期、第4期の延長線上に位置づけられ、平成27年の久留米の姿を見据えて、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画となります。

## 5 計画の期間

第5期計画の期間は、平成24（2012）年度から平成26（2014）年度までの3年間とします。



## 6 計画策定の体制等

### (1) 庁内組織

この計画の策定にあたっては、副市長及び各部の部長等で構成する「計画推進委員会」並びに各部の次長等で構成する「計画推進調整会議」を設置し、健康福祉部長寿支援課・介護保険課を中心に、各局の連携のもと、庁内一体となって策定に取り組みました。

### (2) 計画推進協議会

学識経験者、保健・医療関係者、地域福祉関係者、介護保険事業者、被保険者代表者、その他関係者で構成する「久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会」を設置しており、計画の進捗管理や策定について幅広い意見・助言をいただきました。

### (3) 高齢者実態調査等の実施

この計画の策定に当たって、施策の対象となる高齢者や事業所等の実態・意見・ニーズを収集するため、アンケート調査を実施し、その結果を踏まえてこの計画の策定に取り組みました。

### (4) 市民説明会、パブリック・コメントの実施

計画の策定にあたり、市民の皆さんのご意見を伺い、その意見を計画に反映させるため、市民説明会を開催しました。

また、平成24年2月にパブリック・コメントを実施しました。

## 第2章 計画の基本理念

本計画は、「久留米市新総合計画」の理念に沿ったものとなっています。したがって、新総合計画における体系の「市民一人ひとりが輝く都市 久留米」に基づき、特に高齢者福祉分野での施策を行うという観点から、**「高齢者が輝き、きらめき、いきいきと暮らす都市 久留米」**を目指すべき目標として設定しています。

さらに、「団塊の世代」が高齢期に達し、高齢化が一層進み、高齢者の価値観や生活状況、ニーズが多様化する2015（平成27）年の目指すべき久留米市の姿として、第3期、第4期を通して以下のように考えており、第5期においてもこの目指すべき久留米市の姿を踏まえた計画の策定を行いました。

### ① 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるまち

要介護状態になって施設サービスを利用している人も、在宅でサービスを受けている人も、個人の尊厳が保持されたケアを受け、自分のこれまで生活してきた「地域」や「住まい」で、その人らしい、自立した生活を営んでいます。

認知症をもった高齢者も、なじみの職員のいる介護サービスを利用したり、地域の中で見守られながら、生き生きとした生活を送っています。

また、家族や介護者に対する相談・支援の体制も充実しています。

### ② 高齢者が生涯現役で、健康に活動的に暮らすまち

地域では、高齢者が様々なところで活発に活動をしています。ボランティア等で地域社会の活動のリーダーとして活躍している人がたくさんいるほか、就業している人や、学問や芸術を極めている人もいます。介護者と一緒に気軽にショッピングやイベントに来ている人もいます。

また、高齢者が若い世代と一緒にウォーキングなどの健康づくりに励んでいる姿も見られます。

### ③ 高齢者や家族が「安全」「安心」を感じながら暮らせるまち

様々な状態像やニーズに応じた在宅介護サービス、施設のサービス、その他の福祉サービスが充実しており、医療サービス等との連携もできています。

また、地域でのボランティアや地域の団体の活動、地域でのネットワークによる見守りもあり、元気な高齢者も何らかの支援を要する高齢者も、家族と暮らす高齢者（の世帯）も独り暮らしの高齢者も、いつも安心して暮らしています。何らかの問題が起こった場合、行政や地域包括支援センター、地域の相談機関等が早期かつ適切な対応を行っています。

# 第3章 高齢者を取り巻く現状と今後の見通し

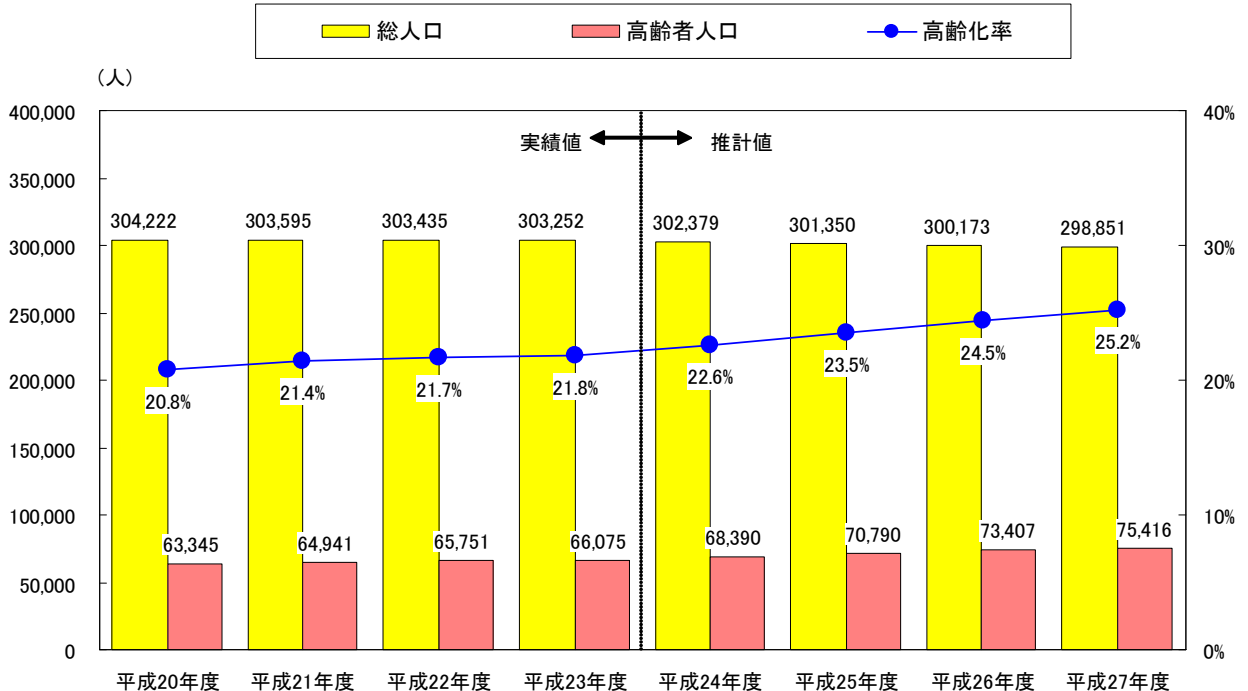
## 1 高齢化の状況、将来推計

### (1) 久留米市の高齢者人口・高齢化の状況と将来推計

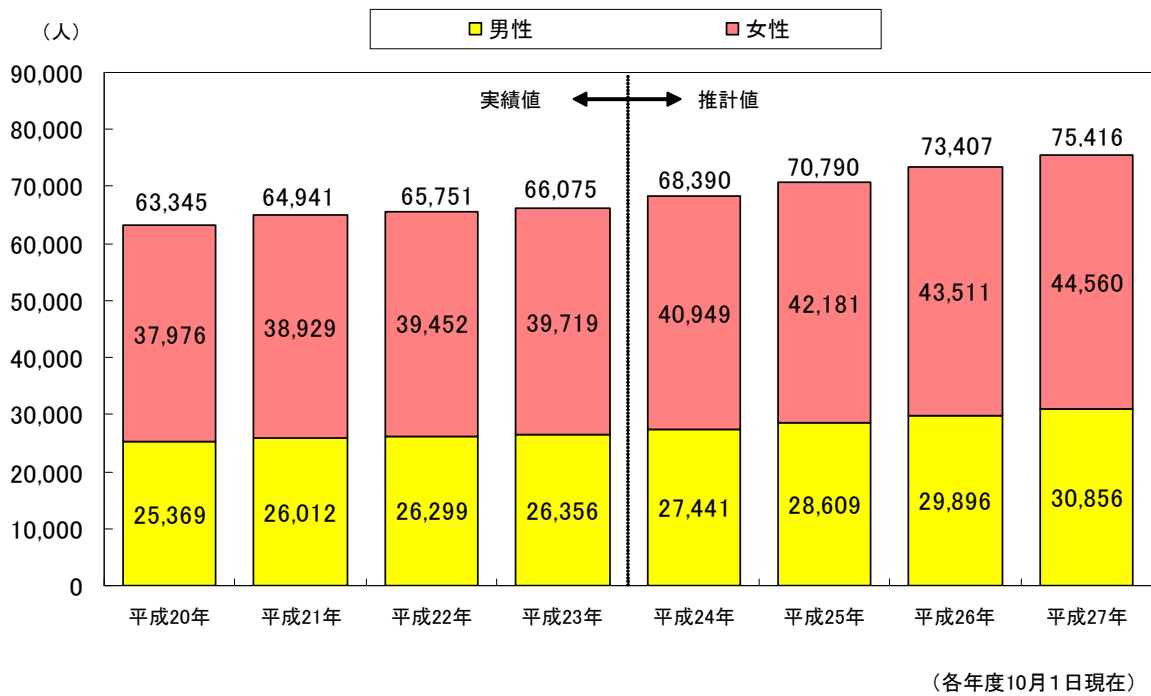
第3期の最終年度（20年度）と第4期の最終年度（23年度）を比較すると、本市の総人口は減少しており、一方では高齢者人口は増加し、高齢化率も上昇しています。今後の推計では、この傾向がさらに進むことが予想されます。

また、本市では平成22年度から23年度にかけて前期高齢者（65以上75歳未満）と後期高齢者（75歳以上）の比率が逆転し、後期高齢者の比率の方が高くなっていますが、今後、団塊の世代が高齢者の仲間入りをすることによって、平成25年度には再び前期高齢者の比率の方が高くなる見込みです（次ページのグラフ参照）。

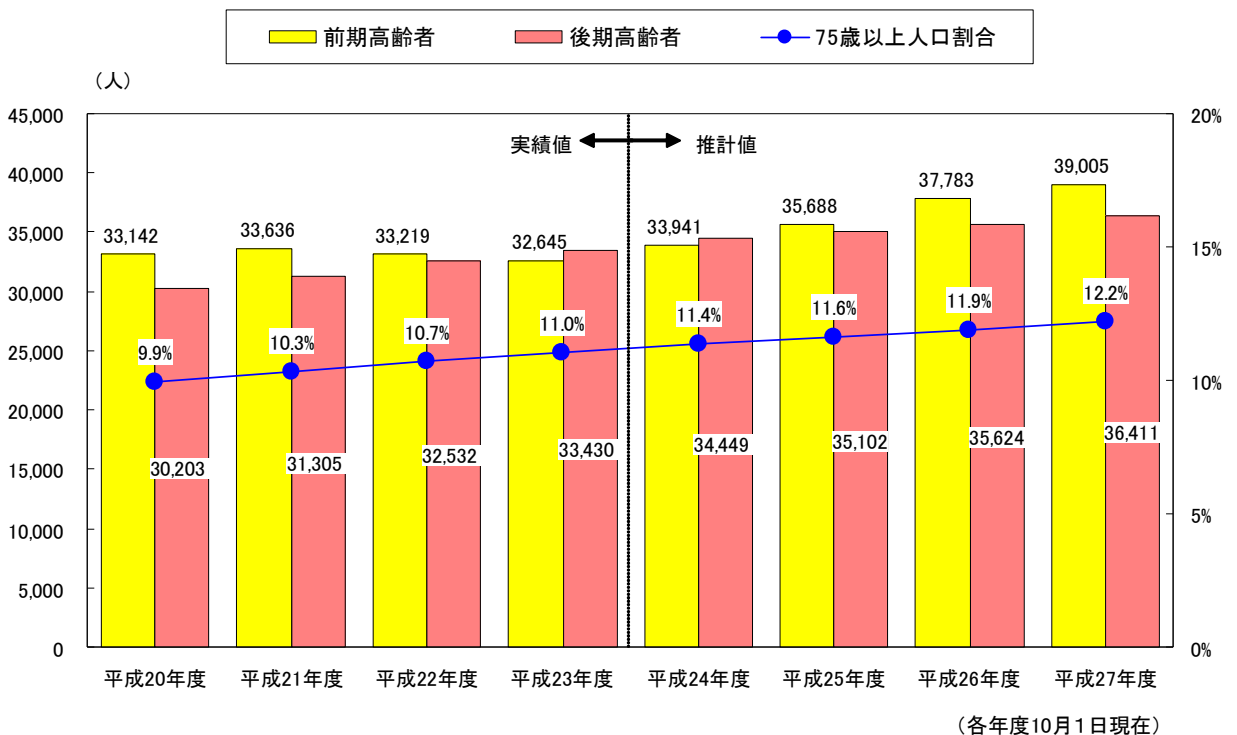
○総人口・高齢者人口・高齢化率の推移（推計値はコーホート変化率による）  
（各年度10月1日現在）



○男女別高齢者人口等の推移（推計値はコーホート変化率法による）



○前期・後期高齢者人口等の推移（推計値はコーホート変化率法による）



※コーホート変化率法：

「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。  
 「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

比較的近い将来の人口推計であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に多く用いられる。

(2) 久留米市の高齢者世帯の状況

平成22年の国勢調査の結果では、前回(平成17年)と比較し、本市の一般世帯数は5,202世帯(+4.7%)増えています。これに対し、高齢者のいる世帯は4,125世帯(+10.4%)の増、高齢者単身世帯は2,058世帯(+23.8%)の増となっています。

高齢者のいる世帯の状況の推移

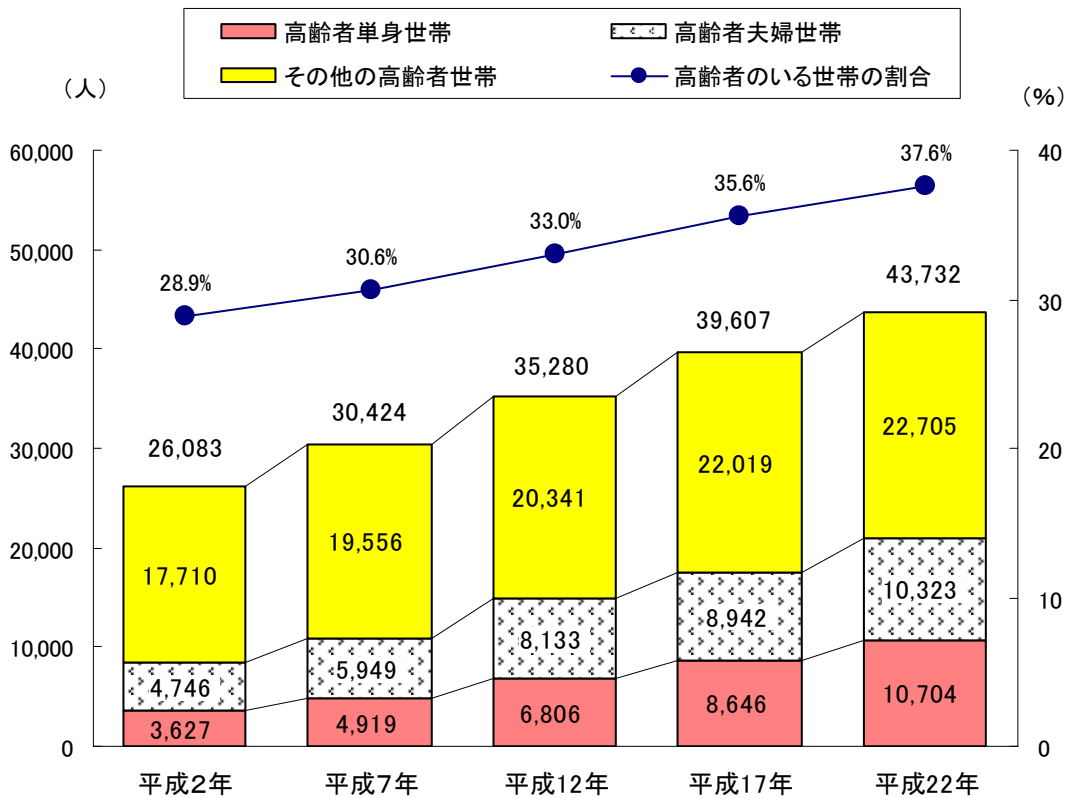
		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	
							福岡県	全国
一般世帯数		90,308	99,452	106,969	111,179	116,381	2,106,654	51,842,307
高齢者のいる世帯数	実数(世帯)	26,083	30,424	35,280	39,607	43,732	742,228	19,337,687
	構成比(%)	28.9	30.6	33.0	35.6	37.6	35.2	37.3
高齢者単身世帯	実数(世帯)	3,627	4,919	6,806	8,646	10,704	210,453	4,790,768
	構成比(%)	4.0	4.9	6.4	7.8	9.2	10.0	9.2
高齢者夫婦世帯	実数(世帯)	4,746	5,949	8,133	8,942	10,323	200,212	5,250,952
	構成比(%)	5.3	6.0	7.6	8.0	8.9	9.5	10.1
その他同居世帯	実数(世帯)	17,710	19,556	20,341	22,019	22,705	331,563	9,295,967
	構成比(%)	19.6	19.7	19.0	19.8	19.5	15.7	17.9
その他世帯数	実数(世帯)	64,225	69,028	71,689	71,572	72,649	1,364,426	32,504,620
	構成比(%)	71.1	69.4	67.0	64.4	62.4	64.8	62.7

(各年10月1日現在)

資料:国勢調査

※構成比は一般世帯数を100としたときの比率

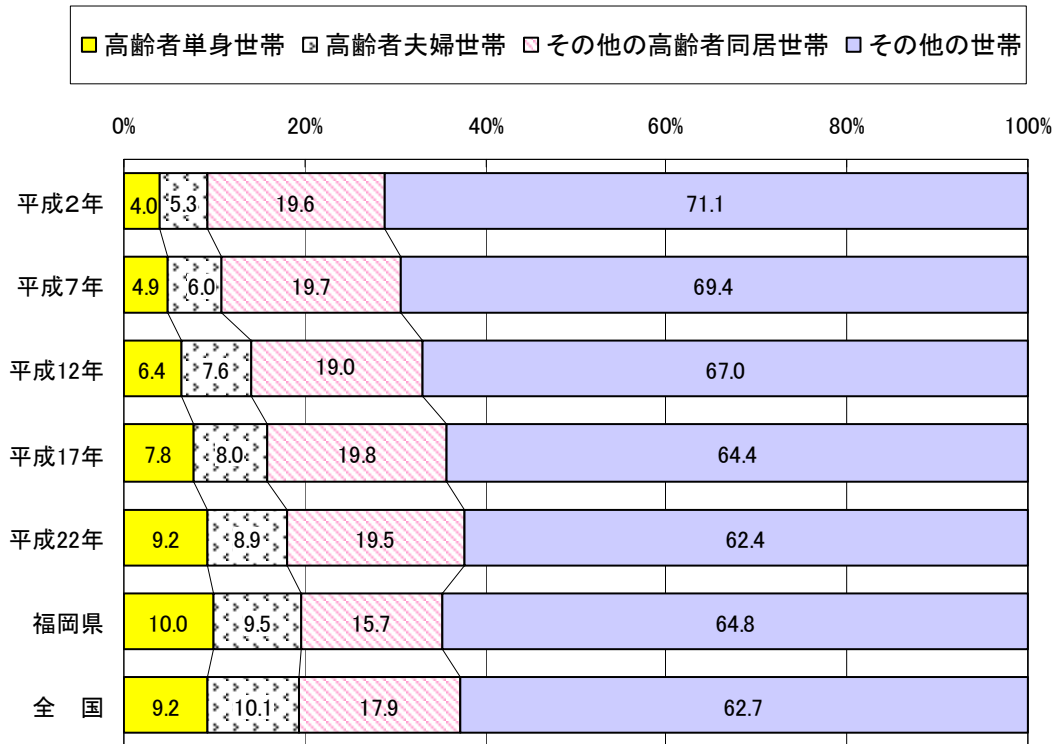
○一般世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合とその状況の推移



(各年10月1日現在)

資料:国勢調査

○高齢者のいる世帯の割合の推移



(各年10月1日現在)

資料: 国勢調査

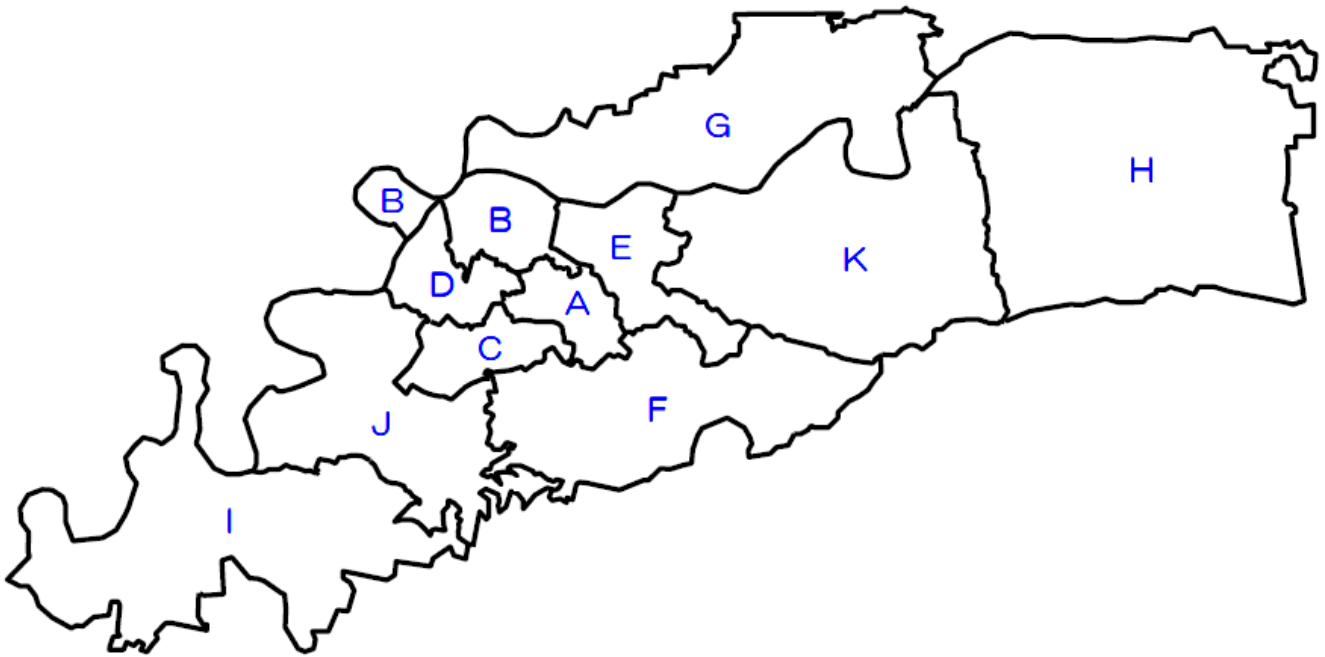
(3) 日常生活圏域別高齢者人口・高齢化率の状況

本市では、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう地域に密着した施策を実施するため、地域の地理的条件・態様や人口、高齢者数などを考慮して小学校区を組み合わせ、市内に11の「日常生活圏域」(A~K)を設定しています。

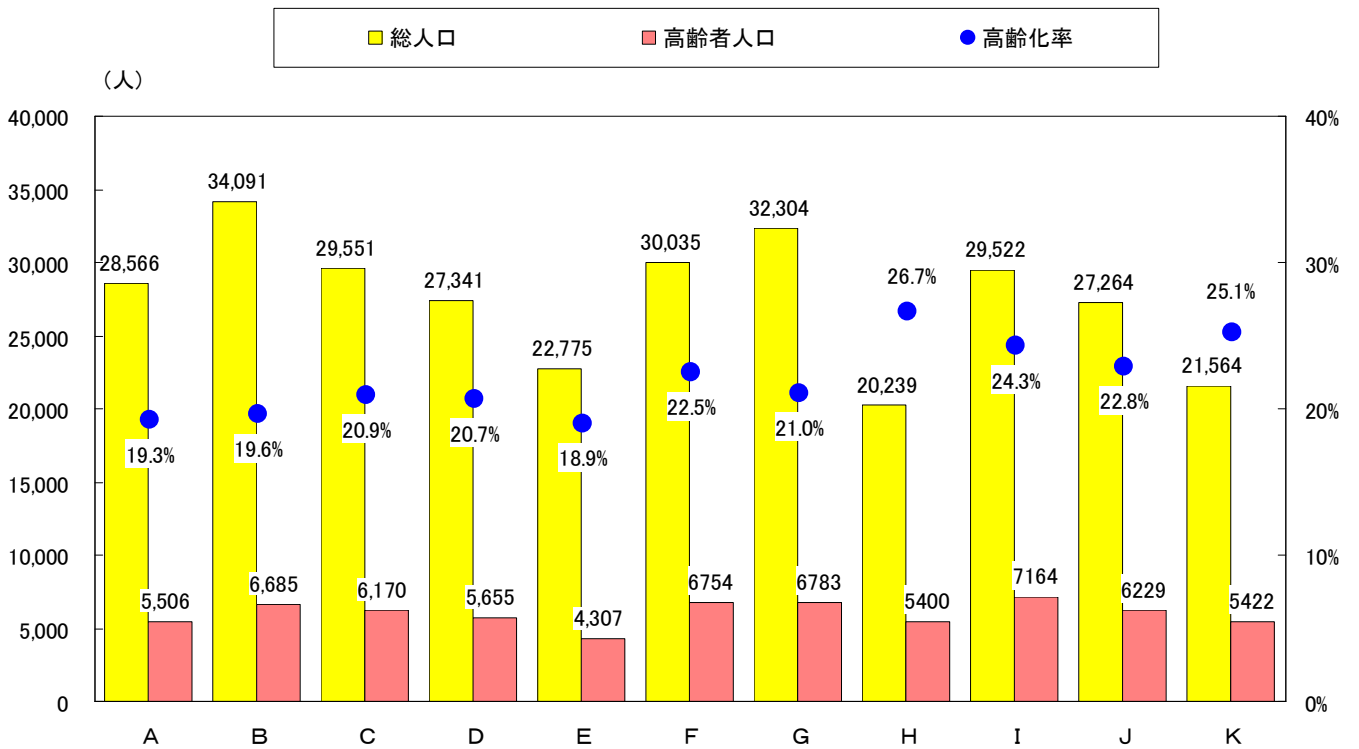
圏域	小学校区								
A	西国分	東国分							
B	荘島	日吉	篠山	南薫	長門石				
C	南	津福							
D	京町	鳥飼	金丸						
E	御井	合川							
F	上津	高良内	青峰						
G	小森野	宮ノ陣	北野	弓削	大城	金島			
H	船越	水分	柴刈	川会	竹野	水縄	田主丸		
I	城島	下田	青木	江上	浮島	犬塚	三漕	西牟田	
J	荒木	安武	大善寺						
K	山川	山本	草野	善導寺	大橋				



○ 久留米市の日常生活圏域図



○ 日常生活圏域ごとの高齢者人口及び高齢化率（平成23年10月1日現在）



## 日常生活圏域ごとの高齢者人口及び高齢化率の推移

(単位:人)

圏域名	区分	実績値				推計値			
		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
A圏域	総人口	29,332	28,977	28,854	28,566	28,354	28,137	27,915	27,681
	高齢者人口	5,297	5,397	5,450	5,506	5,736	5,976	6,226	6,407
	高齢化率	18.1%	18.6%	18.9%	19.3%	20.2%	21.2%	22.3%	23.1%
B圏域	総人口	33,431	33,387	33,936	34,091	34,181	34,260	34,314	34,359
	高齢者人口	6,348	6,518	6,655	6,685	6,963	7,259	7,550	7,780
	高齢化率	19.0%	19.5%	19.6%	19.6%	20.4%	21.2%	22.0%	22.6%
C圏域	総人口	29,515	29,454	29,391	29,551	29,523	29,468	29,398	29,314
	高齢者人口	5,949	6,088	6,186	6,170	6,339	6,527	6,728	6,908
	高齢化率	20.2%	20.7%	21.0%	20.9%	21.5%	22.1%	22.9%	23.6%
D圏域	総人口	26,602	26,819	26,996	27,341	27,528	27,691	27,845	27,986
	高齢者人口	5,506	5,616	5,672	5,655	5,856	6,048	6,261	6,433
	高齢化率	20.7%	20.9%	21.0%	20.7%	21.3%	21.8%	22.5%	23.0%
E圏域	総人口	23,165	22,905	22,754	22,775	22,631	22,460	22,284	22,087
	高齢者人口	4,053	4,180	4,238	4,307	4,485	4,637	4,843	4,972
	高齢化率	17.5%	18.2%	18.6%	18.9%	19.8%	20.6%	21.7%	22.5%
F圏域	総人口	30,244	30,390	30,205	30,035	29,933	29,813	29,666	29,507
	高齢者人口	6,284	6,507	6,664	6,754	7,036	7,330	7,634	7,860
	高齢化率	20.8%	21.4%	22.1%	22.5%	23.5%	24.6%	25.7%	26.6%
G圏域	総人口	32,424	32,358	32,325	32,304	32,218	32,112	31,987	31,855
	高齢者人口	6,414	6,623	6,733	6,783	7,058	7,317	7,590	7,856
	高齢化率	19.8%	20.5%	20.8%	21.0%	21.9%	22.8%	23.7%	24.7%
H圏域	総人口	20,586	20,488	20,383	20,239	20,109	19,971	19,825	19,669
	高齢者人口	5,364	5,433	5,418	5,400	5,534	5,648	5,762	5,843
	高齢化率	26.1%	26.5%	26.6%	26.7%	27.5%	28.3%	29.1%	29.7%
I圏域	総人口	29,665	29,655	29,557	29,522	29,424	29,313	29,185	29,037
	高齢者人口	6,945	7,105	7,163	7,164	7,382	7,640	7,945	8,142
	高齢化率	23.4%	24.0%	24.2%	24.3%	25.1%	26.1%	27.2%	28.0%
J圏域	総人口	27,379	27,463	27,365	27,264	27,171	27,065	26,939	26,794
	高齢者人口	6,010	6,148	6,183	6,229	6,417	6,639	6,913	7,124
	高齢化率	22.0%	22.4%	22.6%	22.8%	23.6%	24.5%	25.7%	26.6%
K圏域	総人口	21,867	21,692	21,650	21,564	21,446	21,315	21,177	21,034
	高齢者人口	5,173	5,319	5,370	5,422	5,593	5,778	5,963	6,091
	高齢化率	23.7%	24.5%	24.8%	25.1%	26.1%	27.1%	28.2%	29.0%

※各年10月1日現在(平成24年以降は推計値)

※コーホート法という人口推計の性質上、各圏域ごとの推計値の総和は市全体における推計値とは一致しない。

## 2 高齢者実態調査等の結果概要と課題

第5期計画の策定にあたり、高齢者等のニーズを把握し施策の検討の基礎資料とするため、アンケート調査を実施し、各調査結果の特徴的な部分と課題を整理しました。

### (1) 高齢者実態調査等の概要

調査名	① 高齢者の生活と健康福祉・介護保険についての実態調査		
対象者	【一般高齢者】 要支援認定、要介護認定を受けていない高齢者の中から無作為抽出	【要支援者】 在宅で要支援認定を受けている高齢者の中から無作為抽出	【要介護者】 在宅で要介護認定を受けている高齢者の中から無作為抽出
配付数	3,485 件	804 件	1,502 件
回収数	2,198 件	540 件	725 件
回収率	63.1 %	67.2 %	48.3 %
調査方法	郵送による配付・回収（無記名）		
調査期間	平成23年1月18日～2月3日		

調査名	② 高齢者の生活と健康福祉・介護保険についての事業所調査	
対象者	市内の介護保険事業所	左記介護保険事業所の設置法人
配付数	405 件	171 件
回収数	357 件	131 件
回収率	88.1 %	76.6 %
調査方法	郵送による配付・回収（記名）	
調査期間	平成23年2月28日～3月15日	

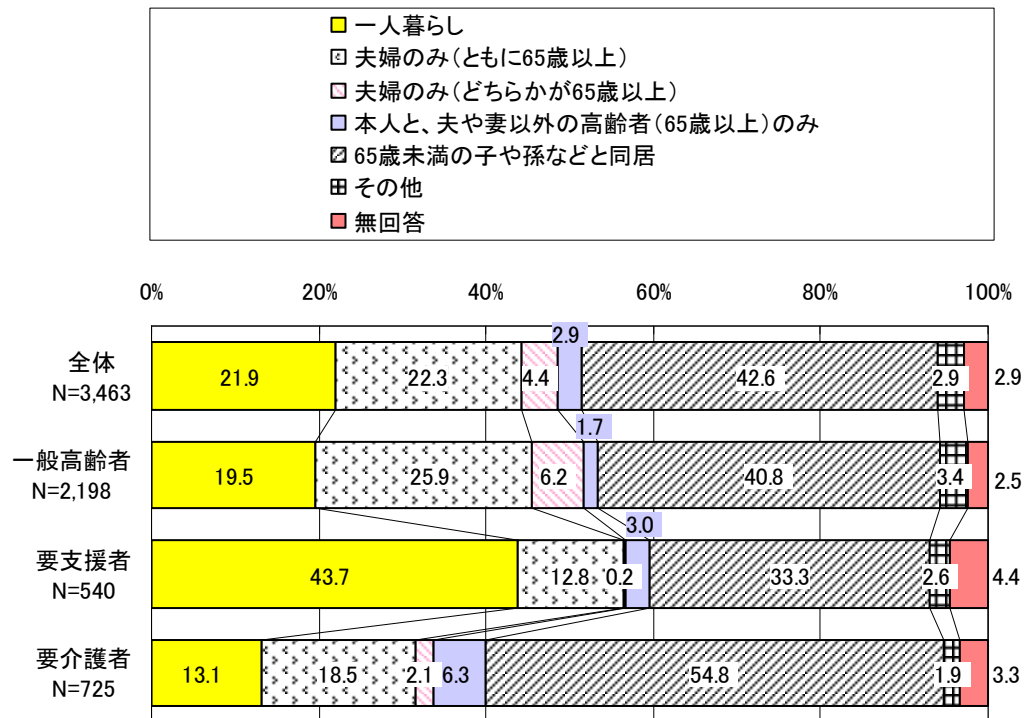
調査名	③ 団塊世代の実態・意識調査
対象者	市内在住の昭和22～24年生まれの方（15,574人）の中から無作為抽出
配付数	1,032 件
回収数	505 件
回収率	48.9 %
調査方法	郵送による配付・回収（無記名）
調査期間	平成23年8月5日～8月19日

(2) 調査の主な結果と課題

① 高齢者の生活と健康福祉・介護保険についての実態調査

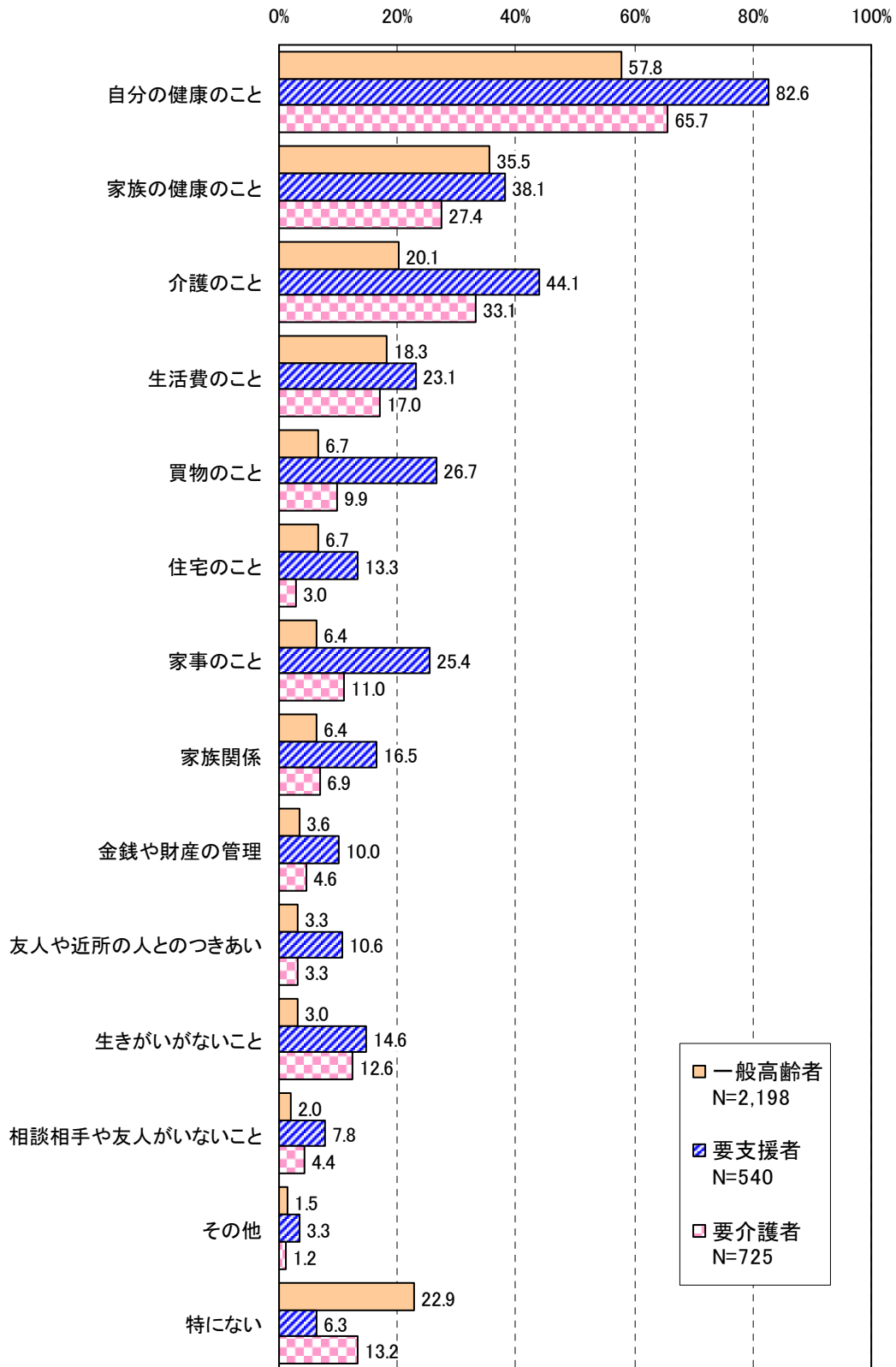
1) 高齢者の世帯状況

調査対象者全体の約5割が高齢者のみの世帯で、約2割が一人暮らし世帯という状況です。



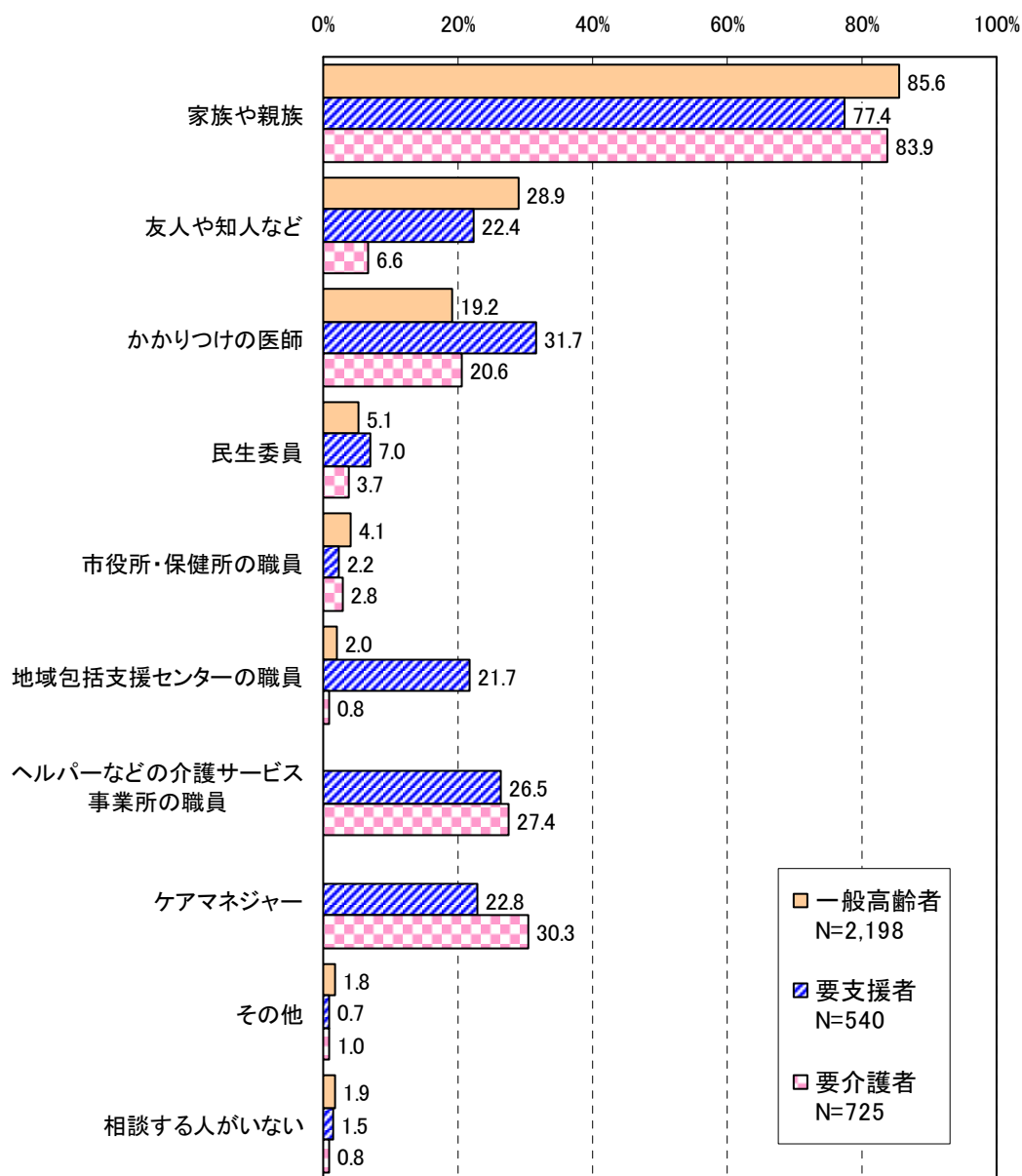
2) 日常生活の心配事や悩み

日常生活の心配事や悩みでは、「自分の健康のこと」、「家族の健康のこと」、「介護のこと」が上位を占めています。



3) 心配事や悩みの相談相手

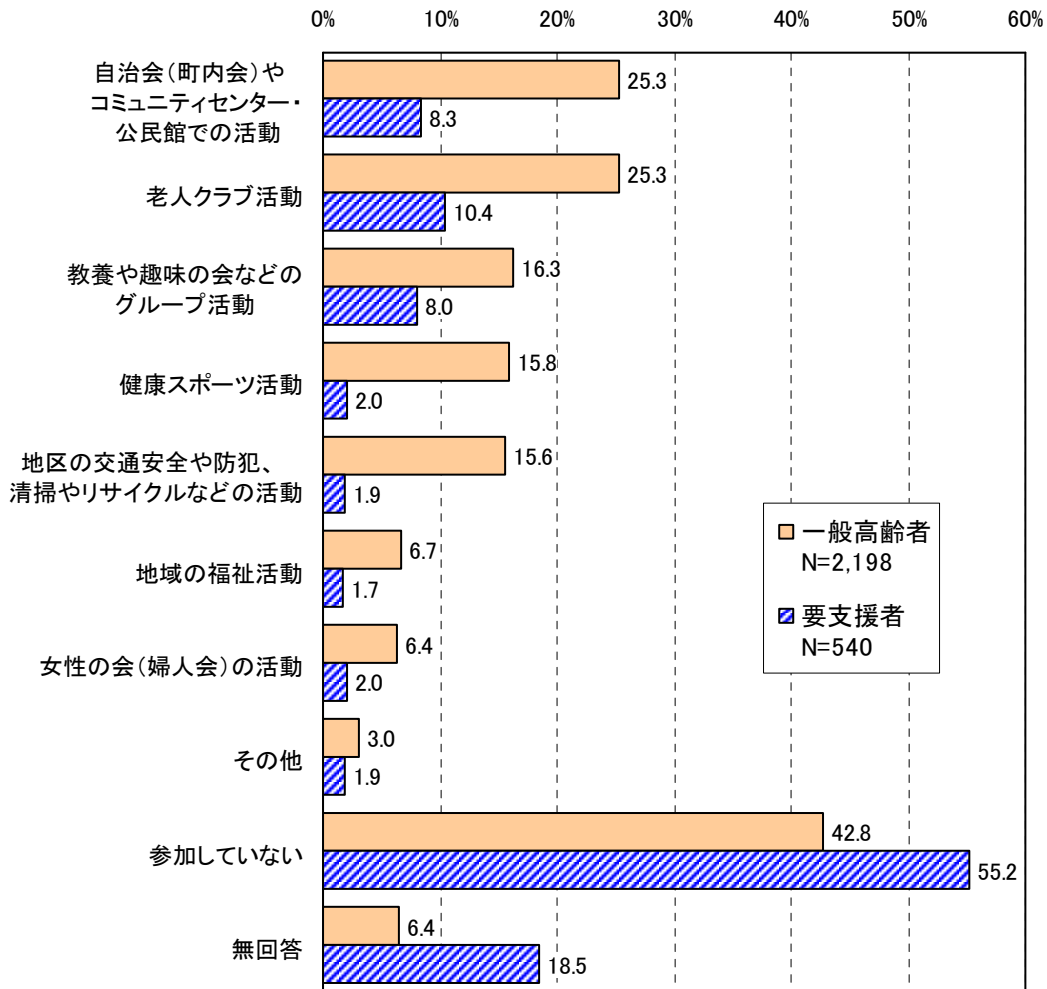
相談相手では要支援者の21.7%の人が地域包括支援センターの職員を挙げています。



※一般高齢者には「ヘルパーなどの介護サービス事業所の職員」「ケアマネジャー」の選択肢はない。

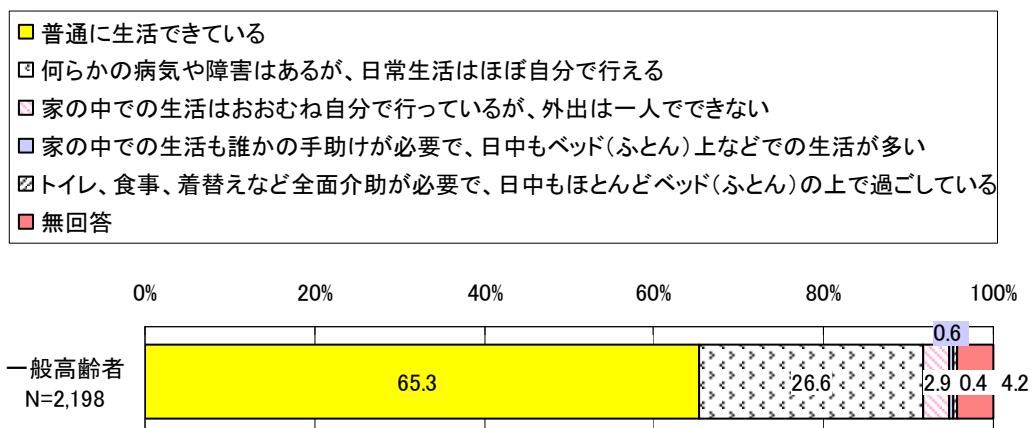
#### 4) 地域活動への参加状況

地域活動への参加状況では、参加者は前回調査と比較すると増加していますが、参加していない人も約4割います。



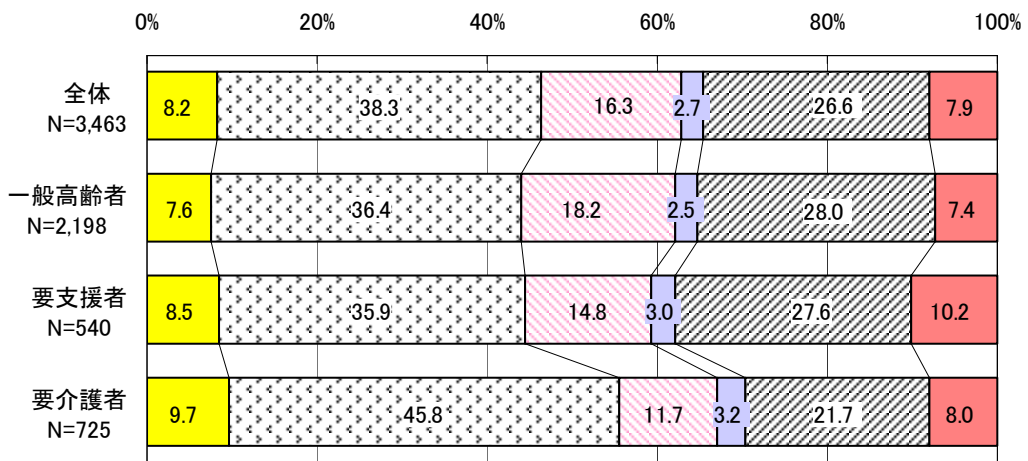
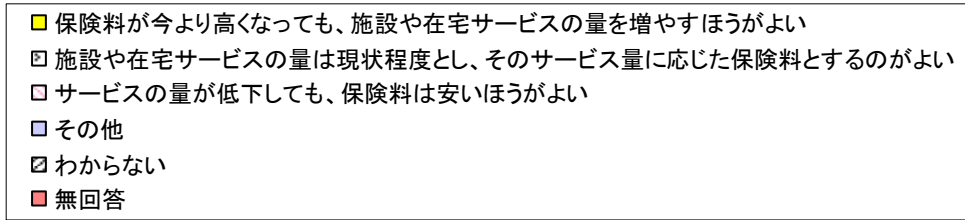
#### 5) 健康状態

健康状態では、一般高齢者の9割は自立した生活を送っています。また、前回と比較し病気にかかっている人の割合は低下しています。



6) 介護サービスと料金の関係

介護サービスと料金の関係では、全体の38.3%の人が現状程度と答えており、次いで16.3%の人はサービスが低下しても保険料は安いほうが良いと答えています



7) 調査結果から見えてくる課題

以上のような調査結果から、以下の課題が見えてきます。

【課題】

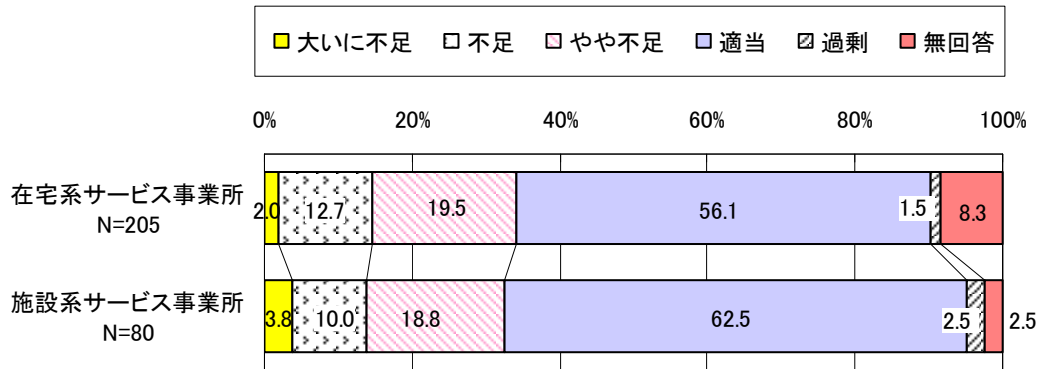
- 高齢者が住みなれた地域で自立して生活できる地域包括ケアの推進
- 地域包括支援センターが中心となり関係機関と連携した相談体制の強化
- 健康づくりと介護予防の一層の普及啓発、事業の充実
- 地域活動に参加していない高齢者へ社会参加のきっかけづくり
- 適正な介護サービス供給見込み量の推計と保険料段階の設定



②高齢者の生活と健康福祉・介護保険についての事業所調査

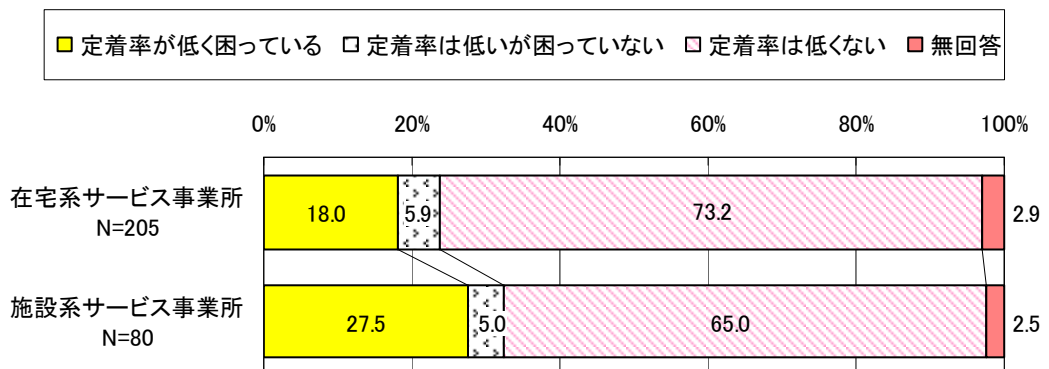
1) 従業員の過不足状況

従業員の過不足状況では、「大いに不足」、「不足」、「やや不足」と答えた事業所が、在宅系サービス、施設系サービスの双方で3割を超えています。



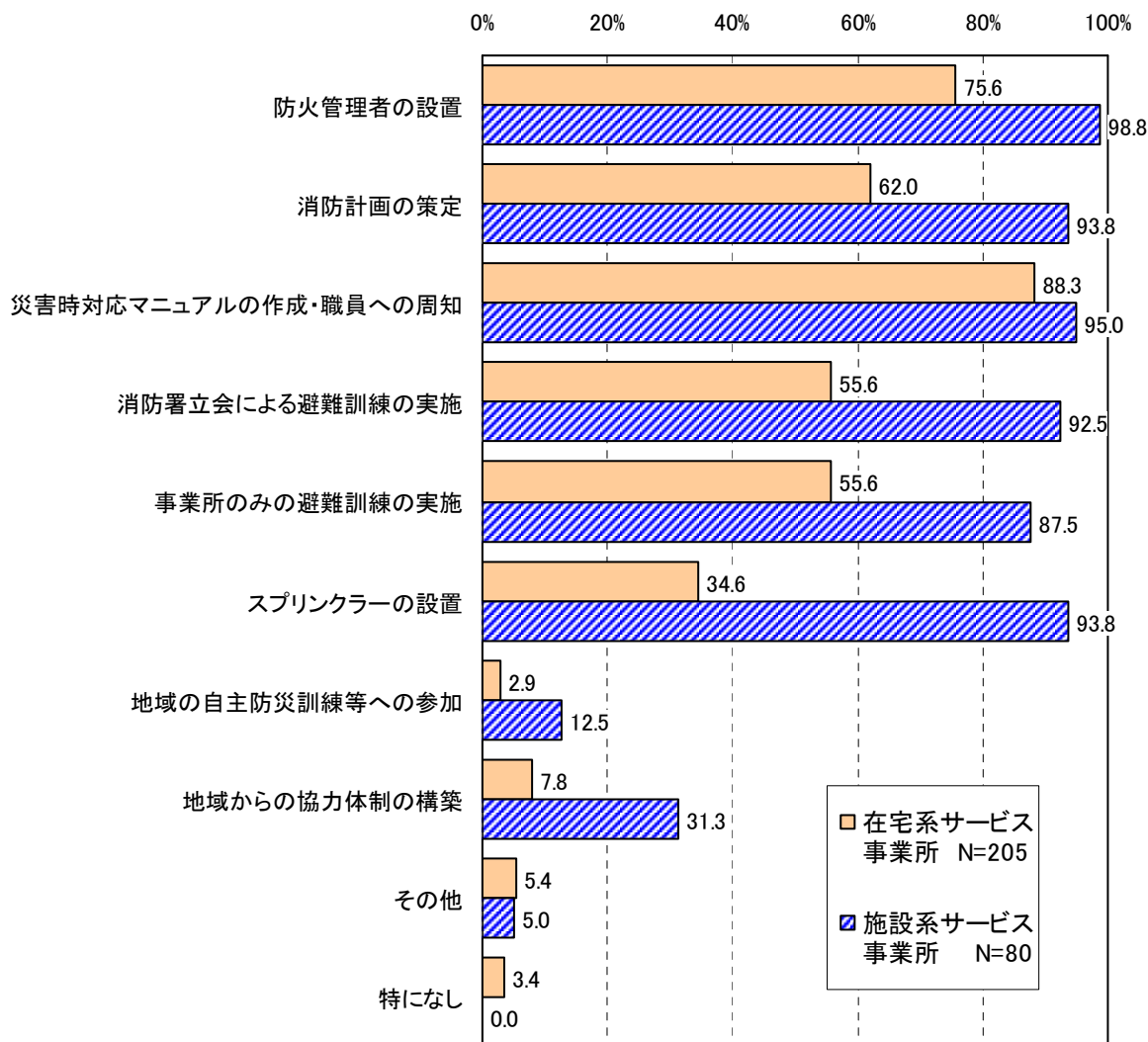
2) 従業員の定着状況

従業員の定着状況では、在宅系サービスで18.0%、施設系サービスで27.5%の事業所が、「定着率が低く困っている」を挙げています。



### 3) 防火安全対策

防火安全対策では、在宅系サービス事業所より施設系サービス事業所の方が対策を行っている回答割合が高くなっています。



### 4) 調査結果から見えてくる課題

以上のような調査結果から、以下の課題が見えてきます。

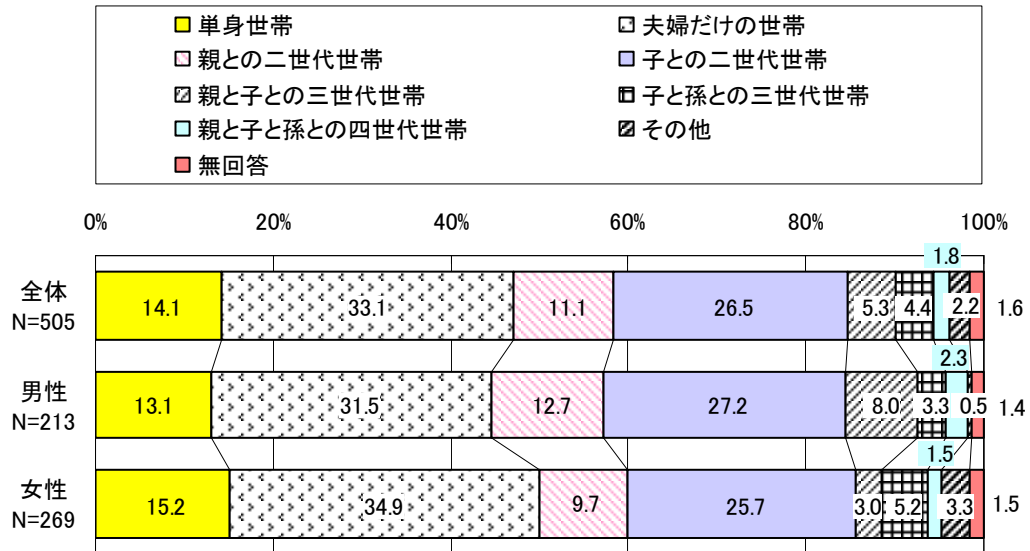
**【課題】**

- 介護従事者の安定的確保、資質向上のための研修支援、従事者の連携支援
- 事業所への防災意識の徹底、防災対策の点検・指導の強化

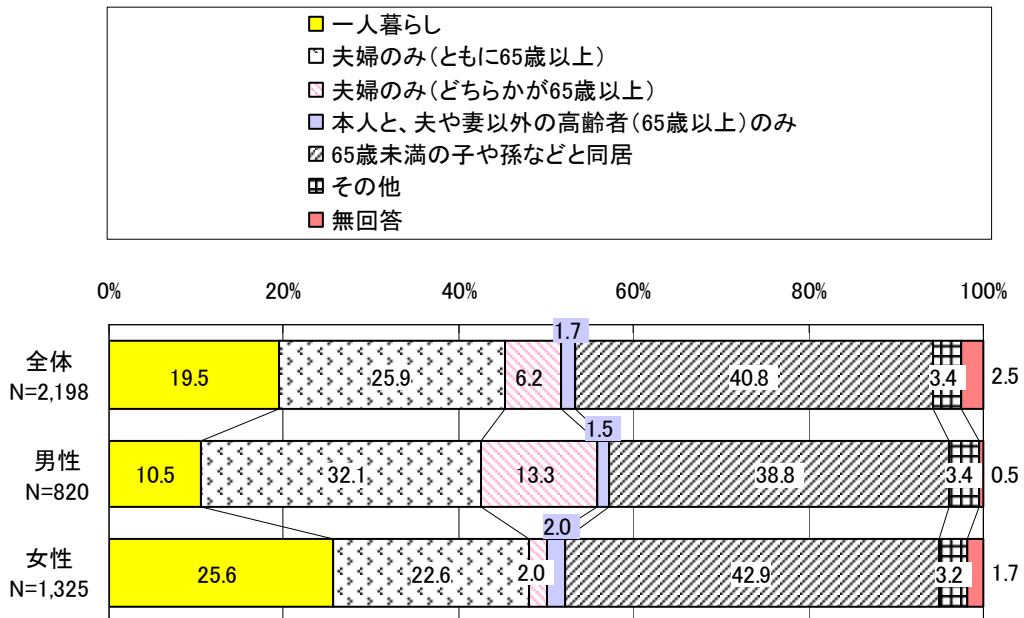
③団塊世代の実態・意識調査

1) 世帯状況

世帯状況では、男性単身者の割合は13.1%であり、男性単身高齢者の10.5%と比べ高くなっています。



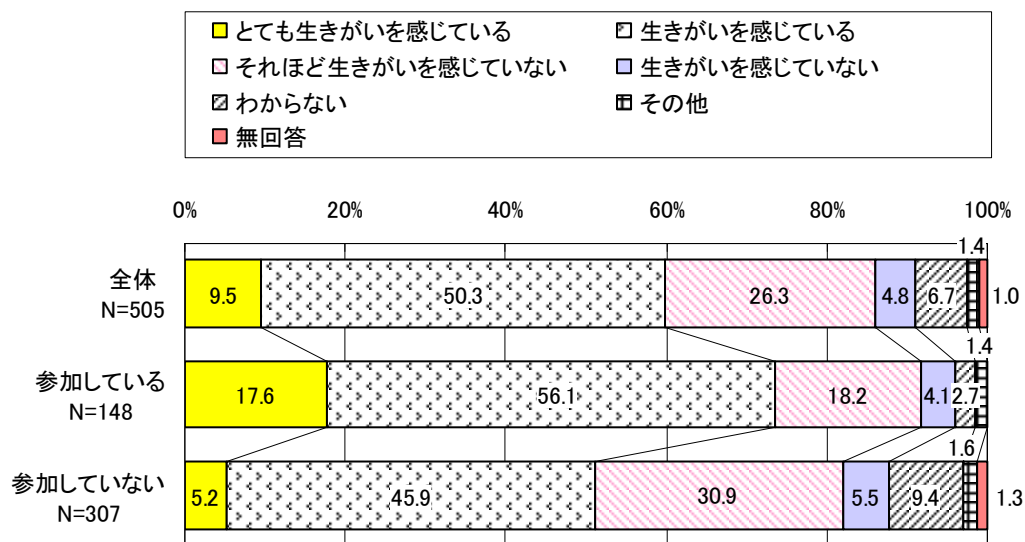
《一般高齢者実態調査比較対照データ》



## 2) 地域活動や社会貢献活動への参加と生きがい

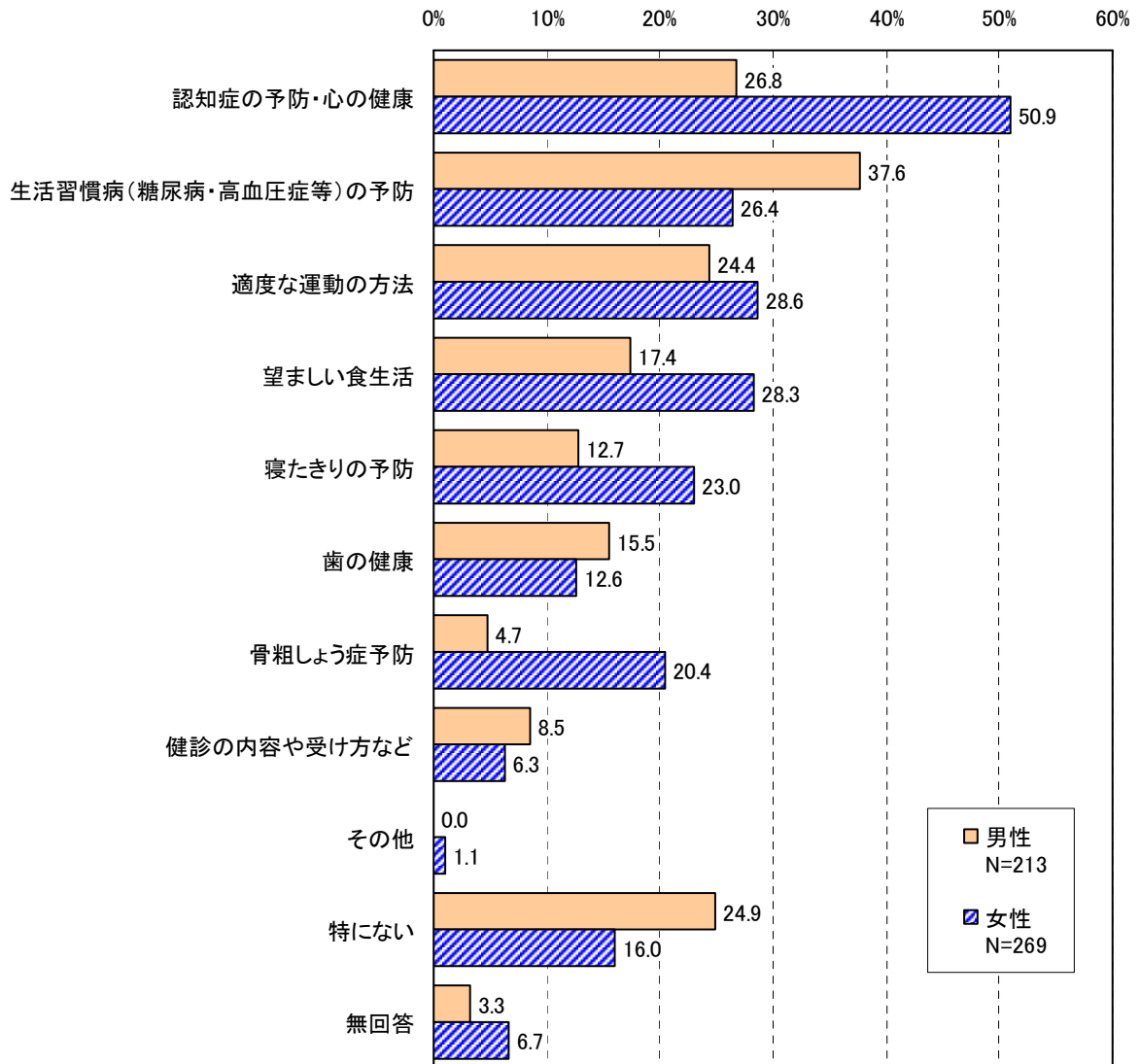
日常生活では、地域活動や社会貢献活動に参加している人の方が、参加していない人に比べ、生きがいを感じている割合は高くなっています。

《地域活動や社会貢献活動への参加の有無別生きがいを感じる度合い》



3) 健康づくりのために知りたいこと

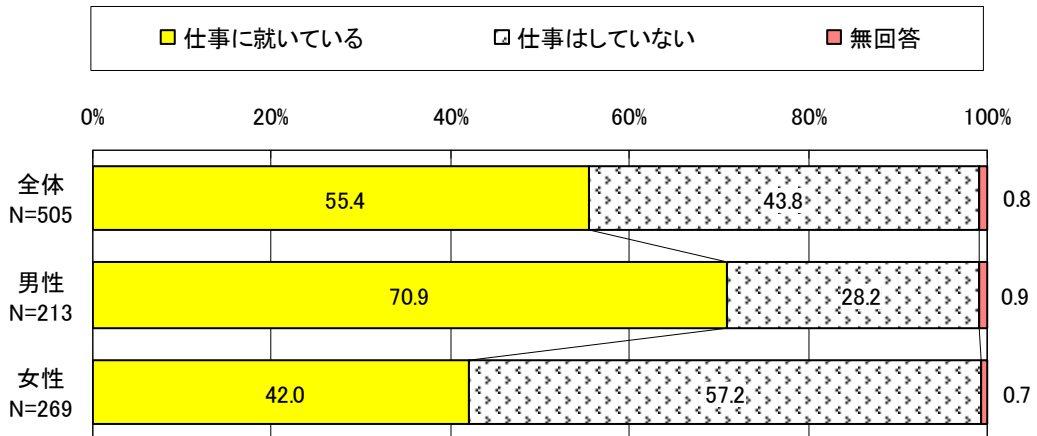
健康づくりや介護予防について、男女ともに関心や取り組む意欲は高く、健康づくりのために知りたいことでは、女性は認知症予防・心の健康、男性は生活習慣病(糖尿病・高血圧症等)の予防の割合が最も高くなっています。



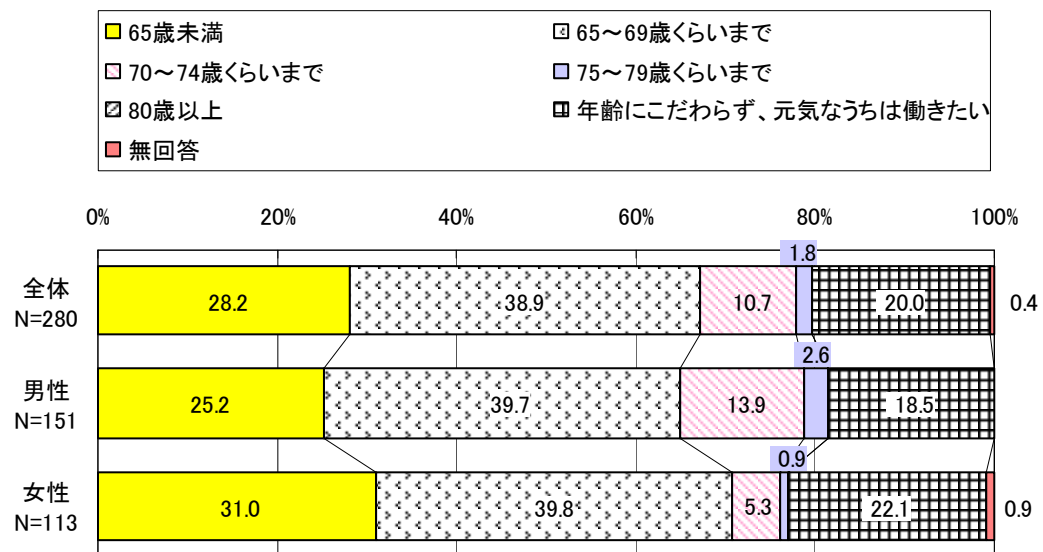
4) 就業について

就業に関し、現在仕事をしている人は男性で約7割、女性で約4割あり、男女ともに65～69歳までは仕事をしたいという回答割合が最も高くなっています。

○就業状況

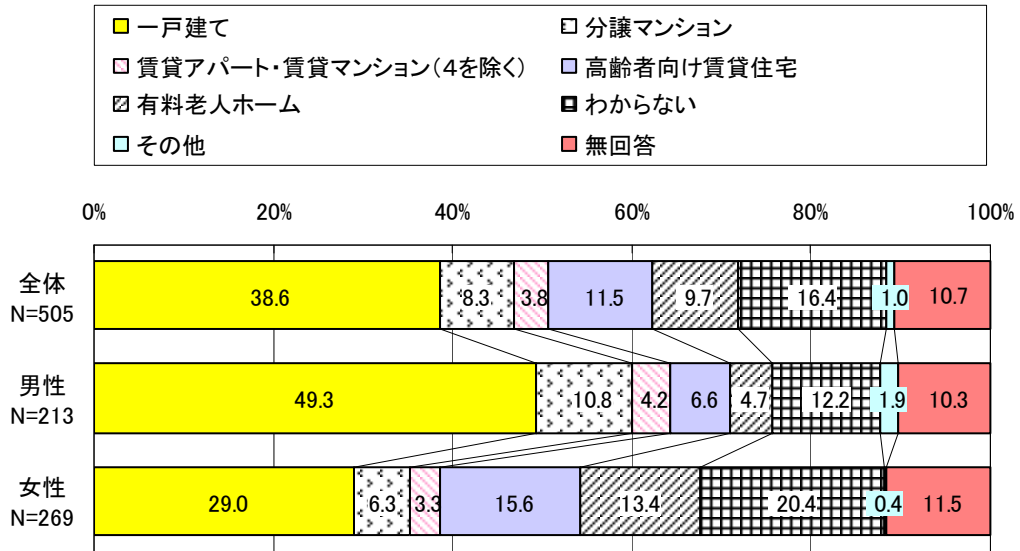


○何歳くらいまで仕事をしたいか



5) 仮に住み替えるとした場合に希望する住宅タイプ

仮に住み替えるとした場合の希望する住居タイプでは、男女ともに一戸建ての割合が最も高くなっていますが、女性は高齢者向け賃貸住宅や有料老人ホームを希望する割合が高い状況です。



6) 調査結果から見えてくる課題

以上のような調査結果から、以下の課題が見えてきます。

【課題】

- 単身高齢者・高齢者のみ世帯への支援体制の充実強化
- 地域活動への理解促進による社会参加
- 健康づくり・健康管理と介護予防・認知症予防の周知・啓発
- 知識・経験・技術を活かした就業促進
- ニーズに応じた住居の整備、生活環境のバリアフリー化の促進

### 3 本市の介護保険制度の状況

#### (1) 被保険者の状況

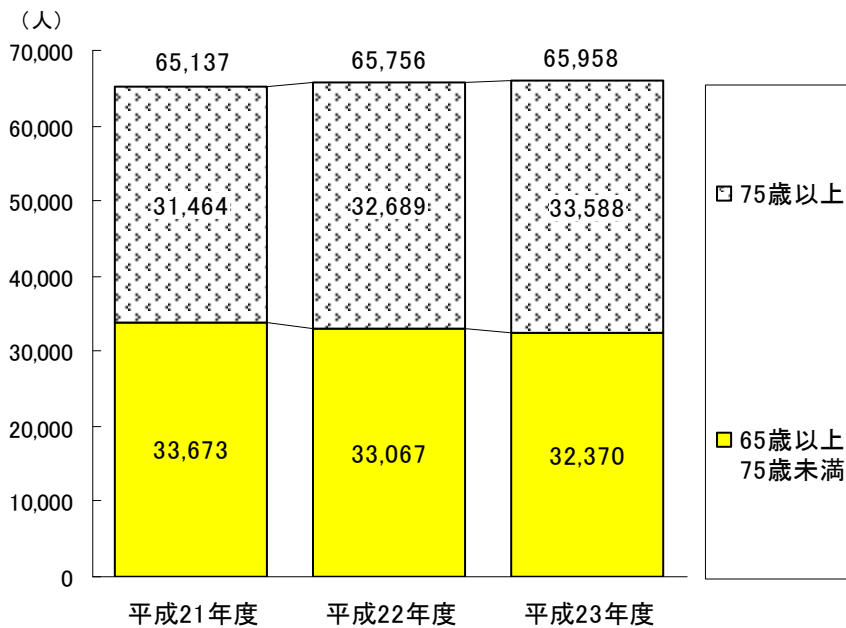
高齢者数の増加とともに、本市の第1号被保険者数も増加していますが、近年、75歳以上高齢者について、特に増加の傾向が見られます。

被保険者数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
65歳以上(第1号被保険者)	65,137	65,756	65,958
65歳以上75歳未満	33,673	33,067	32,370
75歳以上	31,464	32,689	33,588
40歳以上65歳未満(第2号被保険者)	100,082	100,824	101,922

資料)第1号被保険者:介護保険事業状況報告、第2号被保険者:住民基本台帳人口(各年度10月時点)

#### ○第1号被保険者数の推移



(各年度10月時点)

資料:介護保険事業状況報告



(2) 要介護認定者数の状況

高齢者数の増加とともに、本市の要介護認定者数も増加傾向にあり、横ばい傾向にあった要介護認定率も平成21年度以降は0.6ポイントずつ上昇しています。

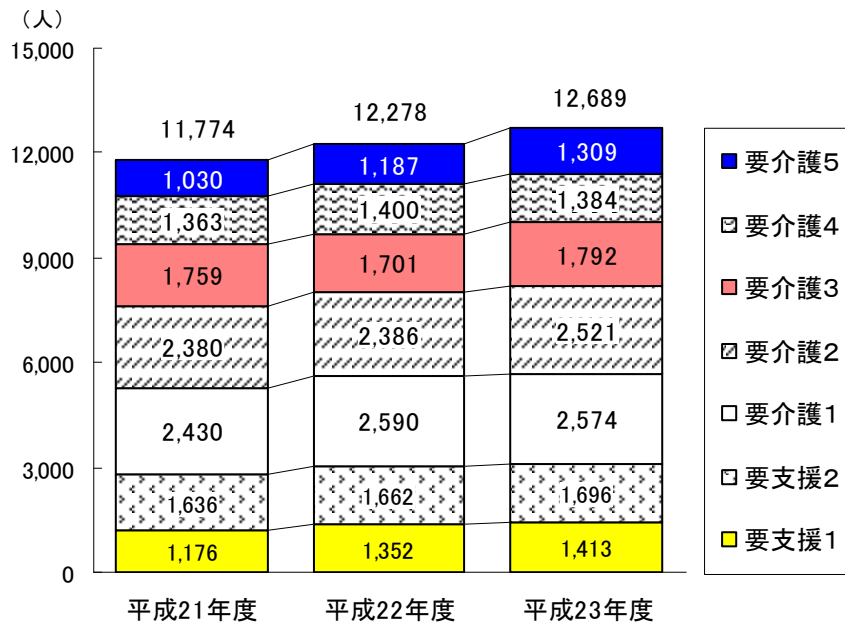
また、要介護状態区分別の認定者数においては、要介護1、要介護2の認定者数が多くなっています。

要介護認定者数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
65歳以上(第1号被保険者)	11,368	11,882	12,305
65歳以上75歳未満(前期高齢者)	1,556	1,549	1,547
75歳以上(後期高齢者)	9,812	10,333	10,758
40歳以上65歳未満(第2号被保険者)	406	396	384
合計	11,774	12,278	12,689
要介護認定率	17.5%	18.1%	18.7%
65歳以上75歳未満(前期高齢者)	4.6%	4.7%	4.8%
75歳以上(後期高齢者)	31.2%	31.6%	32.0%
40歳以上65歳未満(第2号被保険者)	0.4%	0.4%	0.4%

資料) 第1号被保険者:介護保険事業状況報告、第2号被保険者:住民基本台帳人口(各年度10月時点)

○要介護状態区分別の要介護認定者数の推移



(各年度10月時点)

資料:介護保険事業状況報告

### (3) 介護サービスの利用状況

要介護認定者の増加率より介護サービス利用者の増加率が高いため、サービス利用率は少しずつ上昇していますが、利用者1人当たりの給付額はほぼ横ばいです。

また、利用者数、給付額とも地域密着型サービスの割合が増加しており、施設サービスからのシフトが進んでいると考えられます。本市の介護サービス全体に占める地域密着型サービスの割合は、利用者数、給付額ともに、全国・福岡県と比べてもかなり高い割合となっています（次ページ参照）。

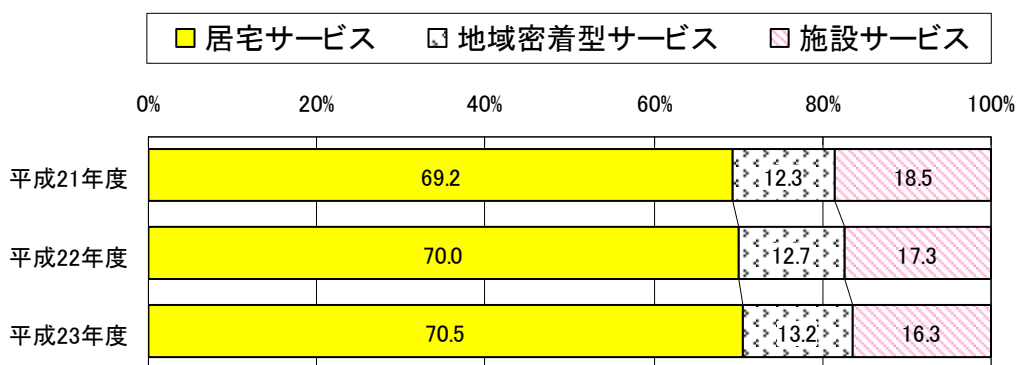
介護サービスの利用状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要介護認定者数(人)	11,774	12,278	12,689
サービス利用者数(人)	9,902	10,355	10,777
居宅サービス	6,857	7,251	7,597
地域密着型サービス	1,213	1,310	1,426
施設サービス	1,832	1,794	1,754
サービス利用率	84.1%	84.3%	84.9%
給付費(円)	1,431,175,868	1,458,511,680	1,515,641,300
居宅サービス	652,142,219	692,241,120	720,412,893
地域密着型サービス	266,878,290	281,486,014	307,374,157
施設サービス	512,155,359	484,784,546	487,854,250
利用者1人あたりの給付額(円)	144,534	140,851	140,637

資料)介護保険事業状況報告(各年度10月給付分)

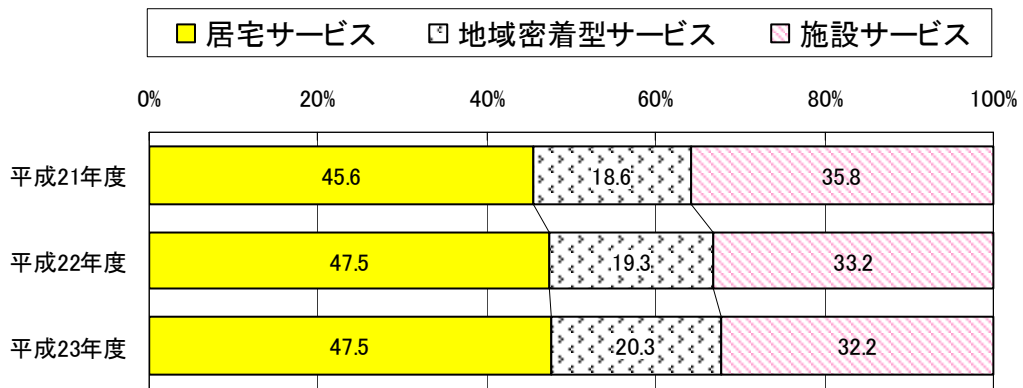
※高額介護サービス費、特定入所者生活介護サービス費、審査支払手数料を含まない。

#### ○サービス利用者数の割合の推移



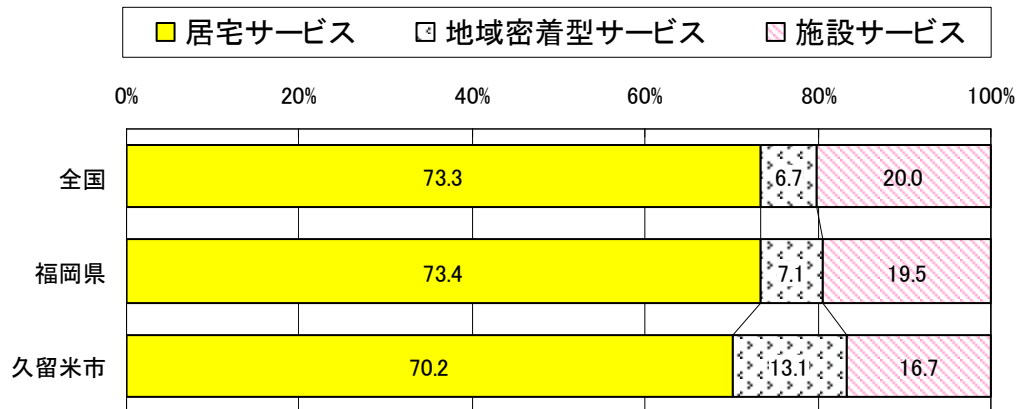
資料)介護保険事業状況報告(各年度10月給付分)

○サービス給付額の割合の推移



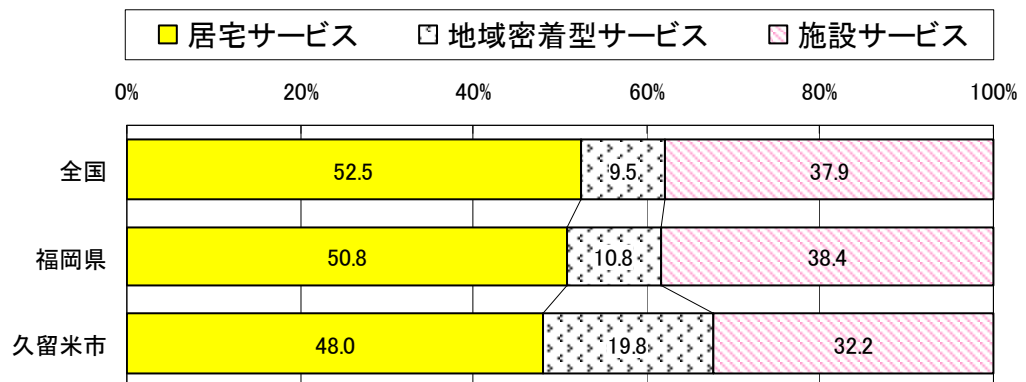
資料)介護保険事業状況報告(各年度10月給付分)

○サービス利用者数の割合(全国・福岡県との比較)



資料)介護保険事業状況報告(平成23年4月利用分)

○サービス給付額の割合(全国・福岡県との比較)

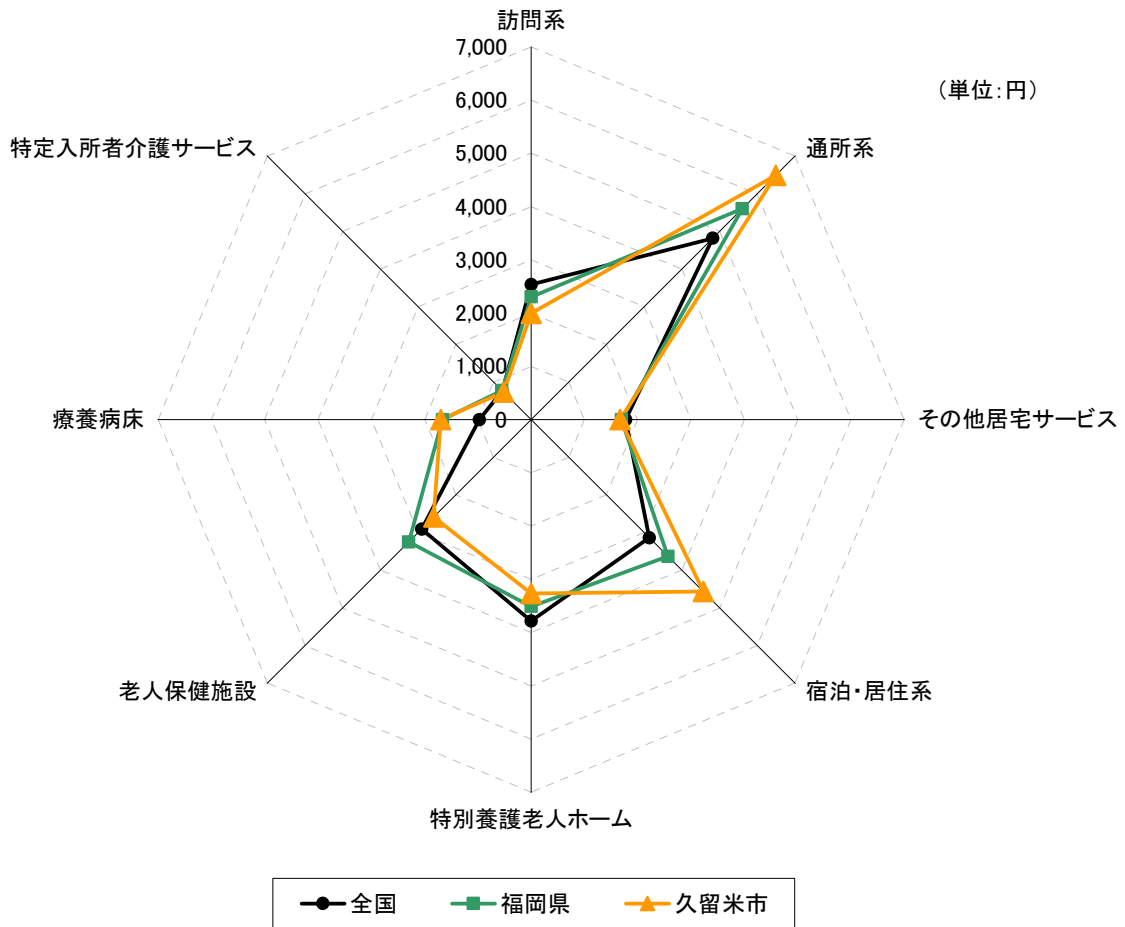


資料)介護保険事業状況報告(平成23年4月利用分)

(4) 第1号被保険者1人当たりの給付月額

通所系サービス、宿泊・居住系サービス、療養病床の給付額が全国を大幅に上回っていますが、訪問系サービス、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の給付額は全国を下回っています。

○第1号被保険者1人当たりの給付月額（平成23年4月利用分）



訪問系：訪問系居宅サービス、夜間対応型訪問介護  
 通所系：通所系居宅サービス、地域密着型通所介護、小規模多機能居宅介護  
 その他居宅サービス：福祉用具・住宅改修サービス、介護予防・居宅介護支援  
 宿泊・居住系：短期入所、特定施設入居者介護、グループホーム、地域密着特定施設  
 特別養護老人ホーム：特養、地域密着特養

資料：厚労省介護政策支援システム

## 4 第4期計画の評価及び課題

第4期計画期間中には、2015（平成27）年の目指すべき久留米市の姿の実現に向け様々な施策を展開しており、本章ではその評価と課題について、施策毎に整理しました。

### （1）施策ごとの評価と課題の整理

#### ①健康づくりと介護予防の推進

高齢者ができるかぎり健康を維持し、要支援・要介護の状態にならないために、健康づくり・介護予防事業を一体的・総合的に推進しました。

##### 【主な実施事業】

##### 1) 健康づくりの推進

健康教育・健康相談(健康増進事業)、特定健診・保健指導等

##### 2) 介護予防の推進

通所型介護予防事業（生きがい健康塾）、介護予防普及啓発事業、介護予防地域活動支援事業

##### 【施策の評価】

- 健康教育、健康診査、健康指導、啓発等に取り組みましたが、特定保健指導においては、利用率は全国、県内に比べ低迷している状況です。
- 介護予防事業の推進に取り組みましたが、参加者は伸び悩んでいる状況です。

##### 【課題】

- 将来高齢化する働き盛り世代（40歳～64歳）の受診率向上が課題です。
- 介護予防事業は、地域での自主的な介護予防の取組みに繋がっていない状況であり、事業終了後の、活動の機会や場の確保とその活動を支援する人材の育成が課題です。

#### ②地域ケア体制の整備・推進

高齢者の家庭環境や心身状態の変化に対応した様々なサービスを継続的かつ包括的に提供することで、高齢者が尊厳を維持しながらその人らしい自立した生活を継続できるよう地域ケア体制の整備を進めました。また、地域と連携した災害時の援護体制づくり、防火指導等を実施することにより高齢者の支援に努めました。

##### 【主な実施事業】

##### 1) 地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制の構築

地域包括支援センター運営事業

2) 単身高齢者及び高齢者世帯の在宅生活支援

介護用品支給事業

3) 介護家族への支援

家族介護慰労金

4) 災害時の援護体制

災害時要援護者の支援

【施策の評価】

- 市内5ヶ所に設置している地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族からの相談に対応しており、相談件数は大きく増加してきています。  
また、新たに市内5ヶ所に高齢者出張相談窓口を開設することで、身近な地域での相談機会、相談窓口の拡充を図りましたが、まだ十分とは言えない状況です。
- 高齢者の在宅生活の支援を目的として、介護用品支給事業、老人日常生活用具給付等を実施していますが、利用が低調な状況です。

【課題】

- 地域包括支援センターの市内11圏域における整備の促進と職員体制の充実が課題です。また、地域包括支援センターの周知は進んでいますが、同センターを中核機関とし、関係機関・団体、地域が緊密に連携した地域包括ケア体制の構築が課題となっています。
- 在宅生活を支援する事業を充実させるとともに、事業の周知を進め、利用を促進することが課題となっています。

③高齢者の権利擁護

高齢者虐待や認知症への理解不足、高齢者を標的とした経済犯罪等が高齢者の尊厳や人権を脅かす大きな問題となっており、たとえ心身の状態により意思表示や自己決定が困難な場合であっても、高齢者があらゆる場・機会においてその人権が尊重され、尊厳が確保されるよう高齢者の権利擁護施策を推進しました。

【主な実施事業】

- 1) 虐待防止及び発生時の適正かつ迅速な対応へのネットワーク構築  
地域包括支援センターの総合相談、権利擁護事業
- 2) 悪質商法等の犯罪や人権侵害からの保護  
消費者被害の防止と救済
- 3) 成年後見制度の普及  
成年後見・相談事業
- 4) 高齢者及びその家族の安心と安全の為の支援  
高齢者相談

## 【施策の評価】

- 地域包括支援センターでの高齢者の権利擁護や虐待に関する相談件数が増加してきており、市民の意識が高まっていることが伺えます。
- 成年後見制度は、「制度が難しい」「手続きが煩雑」などの理由から新規利用に結びつかないケースがあります。  
また、後見人については、後見業務を受任する専門職が不足することが見込まれ、市民後見人の養成が求められています。

## 【課題】

- 高齢者の権利擁護に関し、関係機関・団体、地域との連携は進んでいるものの、ネットワークの構築までには到っておらず、地域包括支援センターを中核機関とした体制づくりに取り組むとともに、地域では表面化していない問題ケースがまだ多数存在すると考えられ、今後そのようなケースをどのように掘り起こしていくかが課題です。
- 市民後見人制度の普及に際して、受け皿となる関係機関の整備が課題です。

## ④認知症高齢者とその家族の支援

認知症について広く市民への普及啓発を進めるとともに、認知症への不安を抱く高齢者や介護する家族が悩みを相談できる窓口の充実、高齢者を地域で支えていくための住民サポーターの育成等に取り組み、認知症高齢者を様々な資源が連携して支援できる体制の構築を目指しました。

## 【主な実施事業】

- 1) 認知症高齢者と家族の総合支援、啓発、サポーター養成等  
認知症についての地域講演会、認知症サポーター養成講座
- 2) 認知症高齢者の事故予防  
SOS ネットワーク事業

## 【施策の評価】

- 認知症高齢者とその家族への相談支援等を実施していますが、利用が低調な状況です。また、SOS ネットワーク事業は、徘徊高齢者捜索の実績がほとんど無く、その機能が十分に発揮されてない状況です。
- 毎年目標とする500人を超える認知症サポーターを養成しており、地域での認知症についての理解が広がっています。

## 【課題】

- 認知症高齢者の家族等に相談支援事業の周知を図る必要があります。また、養成した認知症サポーターを活用し、地域での支えあいの仕組みを作っていくことが課題です。
- SOS ネットワーク事業を実効性あるものとするためには、協力団体との役割分担などの検討が必要です。

### ⑤生活環境の整備

高齢者に配慮した賃貸住宅の供給と円滑な入居の促進並びに住まい探しのニーズに対応した情報の提供に努め、身体や家庭の事情で自宅での生活が困難な高齢者が安心して暮らすことができるよう、軽費老人ホーム等への補助を実施しました。

また、公共施設・公共交通機関、道路・公園等のバリアフリー及びユニバーサルデザインを推進しました。

#### 【主な実施事業】

##### 1) 高齢者が安心して暮らせる住居等の整備

高齢者が安心して暮らせる市営住宅等の整備、軽費老人ホーム運営費補助

##### 2) ユニバーサルデザインのまちづくり

バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に立つ公共施設等の整備推進

#### 【施策の評価】

- 単身高齢者へ市営住宅の入居支援、市営住宅のバリアフリー化の促進により、高齢者が安心して生活できる居住環境の改善に努めました。
- 公共施設のバリアフリー化を促進し、施設や公園等の安全性、快適性の向上に努めました。
- 軽費老人ホーム運営費補助や生活支援ハウスの運営により、日常生活に不安がある高齢者の住まいを確保し健康的な生活を支援しています。

#### 【課題】

- 市営住宅に関し、さらに迅速なバリアフリー化が求められています。
- 高齢化の進展により、公共施設等の一層のバリアフリー化が課題になっています。
- 高齢者の居住に関するニーズは多様化しており、新たに創設されたサービス付き高齢者住宅等も含め、ニーズにあった住宅を整備することにより居住の安定を確保していく必要があります。

### ⑥高齢者の積極的な社会参加

高齢期になっても意欲を持って働き続けることや、これまで培ってきた豊かな経験や知識を活かし高齢者の様々な能力を地域社会へ還元できるような取組みへと発展させ社会貢献活動を促進するなど、高齢者の生きがいつくりや社会参加を推進しました。

#### 【主な実施事業】

##### 1) 高齢者の就労促進

久留米市シルバー人材センター

##### 2) 生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者社会参加促進事業、セカンドライフ応援講座

##### 3) 高齢者間及び高齢者と他世代との交流促進

老人クラブ地域活動支援事業、老人いこいの家



## 4) 社会貢献活動の促進

## 市民活動団体支援事業

## 【施策の評価】

- シルバー人材センターは、企業の定年延長や再任用制度の浸透、退職後の過ごし方の多様化等による新規会員の伸び悩み、会員の高齢化が進んでいる状況です。
- 生涯学習やスポーツ、世代間交流の機会や場の提供に取り組んでいますが、一方では、老人クラブ数・加入者、スポーツ大会の参加者は減少し、老人いこいの家利用者が固定化しているといった状況があります。

## 【課題】

- 高齢者のニーズに応じた様々な就業機会の確保、提供等が課題となっています。
- 講座等修了後の生涯学習継続につながるフォローアップや、さらに社会参加を促進するための情報提供、既存の団体・グループとのマッチングの機会創出等が課題です。
- より多くの高齢者の参加を促進するスポーツ大会の種目の検討、高齢者の世代間交流の促進などに向けた老人いこいの家の検討、老人クラブの活動内容の見直し・活性化が課題となっています。
- 今後高齢化する団塊の世代の知識・経験・能力を活かすような社会参加の方策の検討が必要です。

## ⑦介護保険事業の円滑な実施

事業の周知・啓発や、事業運営に対する情報公開と相談の充実を図り、地域住民や介護サービス事業者、関係団体と連携し、適正・円滑な事業運営に努めました。

## 【主な実施事業】

## 1) 介護保険制度

## ア. 被保険者数の状況

(実績欄:各年9月末現在)

	第4期事業計画期間										
	平成21年度			平成22年度				平成23年度			
	計画	実績	実績/ 計画	計画	実績	実績/ 計画	H22/ H21	計画	実績	実績/ 計画	H23/ H22
総人口	303,425	303,595	100.1%	302,649	303,435	100.3%	99.9%	301,878	303,252	100.5%	99.9%
40～64歳 (第2号被 保険者)	99,982	100,082	100.1%	100,548	100,824	100.3%	100.7%	101,510	101,922	100.4%	101.1%
65歳以上	64,507	64,941	100.7%	65,042	65,751	101.1%	101.2%	65,377	65,958	100.9%	100.3%
65～74歳 (前期高 齢者)	33,474	33,636	100.5%	32,952	33,219	100.8%	98.8%	32,356	32,370	100.0%	97.4%
75歳以上 (後期高 齢者)	31,033	31,305	100.9%	32,090	32,532	101.4%	103.9%	33,021	33,588	101.7%	103.2%
高齢化率	21.3%	21.4%	0.1%	21.5%	21.7%	0.2%		21.7%	21.8%	0.1%	

イ. 認定者数の状況

(実績欄:各年9月末現在)

	第3期	第4期事業計画期間													
	平成20年度	平成21年度				平成22年度				平成23年度					
	実績	計画	実績	実績-計画	実績/計画	計画	実績	実績-計画	実績/計画	H22/H21	計画	実績	実績-計画	実績/計画	H23/H22
認定者合計	11,508	11,747	11,774	27	100.2%	12,004	12,278	274	102.3%	104.3%	12,258	12,689	431	103.5%	103.3%
65歳以上	11,087	11,345	11,368	23	100.2%	11,574	11,882	308	102.7%	104.5%	11,823	12,305	482	104.1%	103.6%
要支援計	2,671	2,775	2,731	-44	98.4%	2,889	2,925	36	101.2%	107.1%	3,009	3,039	30	101.0%	103.9%
要支援1	1,177	1,176	1,150	-26	97.8%	1,172	1,327	155	113.2%	115.4%	1,166	1,392	226	119.4%	104.9%
要支援2	1,494	1,599	1,581	-18	98.9%	1,717	1,598	-119	93.1%	101.1%	1,843	1,647	-196	89.4%	103.1%
要介護計	8,416	8,570	8,637	67	100.8%	8,685	8,957	272	103.1%	103.7%	8,814	9,266	452	105.1%	103.4%
要介護1	2,273	2,299	2,355	56	102.4%	2,299	2,516	217	109.4%	106.8%	2,298	2,491	193	108.4%	99.0%
要介護2	2,261	2,276	2,290	14	100.6%	2,290	2,298	8	100.3%	100.3%	2,305	2,443	138	106.0%	106.3%
要介護3	1,699	1,772	1,693	-79	95.5%	1,840	1,647	-193	89.5%	97.3%	1,915	1,740	-175	90.9%	105.6%
要介護4	1,200	1,231	1,319	88	107.1%	1,257	1,365	108	108.6%	103.5%	1,286	1,345	59	104.6%	98.5%
要介護5	983	992	980	-12	98.8%	999	1,131	132	113.2%	115.4%	1,010	1,247	237	123.5%	110.3%
40~64歳	421	402	406	4	101.0%	430	396	-34	92.1%	97.5%	435	384	-51	88.3%	97.0%

ウ. 介護保険事業特別会計の決算状況

(費用の単位:千円)

	第4期計画実施期間								
	21年度			22年度				23年度	
	計画	実績	実績/計画	計画	実績	実績/計画	H22/H21	計画	
介護給付費	18,049,506	17,644,960	97.76%	18,752,477	18,352,685	97.87%	104.01%	19,318,273	
介護サービス等諸費	15,994,302	15,797,841	98.77%	16,517,988	16,405,938	99.32%	103.85%	16,884,472	
介護予防サービス等諸費	976,081	950,898	97.42%	1,025,925	970,808	94.63%	102.09%	1,076,290	
高額介護サービス等費	496,554	335,626	67.59%	592,411	388,570	65.59%	115.77%	707,775	
特定入所者介護サービス等費	564,237	541,967	96.05%	597,353	568,909	95.24%	104.97%	630,469	
諸費	18,332	18,628	101.61%	18,800	18,461	98.20%	99.10%	19,267	
地域支援事業費	410,525	328,569	80.04%	487,075	337,205	69.23%	102.63%	578,970	
介護予防事業	178,642	117,558	65.81%	211,953	102,128	48.18%	86.87%	251,942	
包括的支援事業・任意事業	231,883	211,011	91.00%	275,122	235,076	85.44%	111.40%	327,028	

2) 介護サービスの質の確保

介護支援専門員等研修会、介護サービス事業者への研修等、介護スタッフの確保支援

3) 給付の適正化

ケアプランチェック

4) 適正な要介護認定の実施

適正な要介護認定の実施

5) 介護保険制度の周知・啓発

介護保険制度の周知・啓発

## 【施策の評価】

- 介護保険事業の決算状況は、概ね計画で見込んだ数値に近い数値で推移していますが、要介護認定者数及び高額介護費、地域支援事業費は計画数値との乖離が生じています。
- サービスの質の確保については事業者への研修や人材確保支援など多方面からの取組みを行うとともに、給付適正化や適正な要介護認定についても新たな取組みを実施しました。また、介護保険制度の周知・啓発のため、市民説明会などにも取組みました。
- 介護スタッフの確保支援については新規就業にもつながり、一定の効果が得られました。

## 【課題】

- 計画数値との乖離が生じている要介護認定者数や高額介護費については乖離原因について詳しい分析を行い、次期計画での推計に活かして行くことが必要です。
- 介護サービスの質の確保や給付適正化、要介護認定事務の迅速化等に継続して取組むとともに、高齢者や家族に分かりやすい制度案内を図っていく必要があります。
- 平成22年度事業所調査によると、34%の事業所において介護スタッフが不足している状況であり、継続的な人材確保支援策についての検討が必要です。

## (2) 総括

## ① 高齢者が住みなれた地域で自立した生活ができるまち

要介護状態になっても、誰もがその人らしい自立した生活を継続出来るよう、多様で柔軟なサービス提供が可能な地域密着型サービスの整備を進めるとともに、地域包括支援センターを中心に介護従事者と医療を始めとした様々な職種との連携を図ってきました。

その結果、久留米市の地域密着型サービスは全国的にも高い整備状況となっていますが、サービスの内容・有効性の周知において課題が残っています。

また、多職種連携についても、更なる取組みの強化が求められています。

今後、要介護リスクが高い75歳以上高齢者や単身高齢者、認知症高齢者等の益々の増大が予想されます。

このため、第5期計画においては、一層の介護サービスの質の向上を図るとともに、地域密着型サービス及び地域包括支援センターがその機能を十分に発揮できるような取組みを行っていく必要があります。

## ②高齢者が生涯現役で、健康に活動的に暮らすまち

高齢者の生きがいづくりや社会参加に関し、平成23年1月に実施した高齢者実態調査の結果では、高齢者の「外出の頻度」は前回と比較し高くなっており、「地域活動への参加状況」でも地域活動・グループ活動・健康スポーツ活動等への参加が増えている傾向にあります。

また、平成23年8月に実施した団塊世代の実態調査では、この世代の就労意欲の高さが確認できました。

しかし一方では、何もしていない高齢者も4割程度あり、就労促進、生きがいづくり・社会参加に関する事業の一層の周知・広報の取組みやニーズに応じた事業内容の検討が課題となっています。

## ③高齢者や家族が「安全」「安心」を感じながら暮らせるまち

地域包括支援センターが中心となり、関係機関・団体、地域が連携した地域ケア体制の整備に取組みました。

また、高齢者虐待や高齢者を対象とした詐欺事件の発生などにより、高齢者の安全や安心が脅かされている状況が発生しており、高齢者の権利を守り、生活の質を確保するために、高齢者の権利擁護、認知症高齢者とその家族の支援に取組みました。

この結果、高齢者とその家族への個別の支援は一定進展しましたが、関係機関・団体、地域が連携したネットワークの構築には到っていない状況です。

地域包括ケア体制の確立に向け、本市の高齢者支援体制の在り方や具体的取組みについて検討を進めて行く必要があります。

以上のように、第4期計画では目指すべき久留米市の姿の実現に向け、様々な取組みを実施し、高齢者の福祉の増進を図ってきましたが、高齢化の進展とともに「孤独死」等の深刻な問題や「買い物難民」等の新たな課題が発生しており、その解決に向け、さらなる取組みを進めていく必要があります。

また、平成24年からは団塊の世代が65歳に達し始め、高齢者のイメージがこれまでとは異なってくると思われます。さらに、高齢者には「支えられる側」としてだけではなく高齢社会を「支える側」としての活躍も期待されるため、これらの元気な高齢者を社会参加に積極的に繋ぐ仕組みづくりが求められています。

## 第4章 第5期高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画の方向性

前章までに抽出された課題を踏まえ、第5期計画における久留米市の方向性を示します。

### 1. 健康長寿社会の実現

高齢者一人ひとりができる限り健康を維持し、要支援・要介護の状態にならないために、生活習慣病予防対策、ウォーキング等の地域での健康づくりの推進に取り組むとともに、介護予防事業対象者を早期発見し、予防が必要な高齢者への啓発を行い、身近な地域での自主的な介護予防活動の普及を図ります。

### 2. 高齢者とその家族の安全・安心

単身高齢者や認知症高齢者など、地域で支援が必要な高齢者は増加しており、地域包括支援センターを中心とした高齢者とその家族を支えるネットワークの構築を進めることにより、地域包括ケア体制の確立を図ります。また、高齢者の事故等を予防し、安全で安心して暮らすことができるよう、セーフコミュニティの推進に取り組めます。

### 3. 高齢者の生きがいづくり・積極的な社会参加

心身ともに健康であり続けるためには、生きがいを持ち、自分らしく働き、遊び、学んでいくことが重要であり、社会参加のきっかけづくりの場や機会の充実を図ることで、団塊の世代を含めた高齢者の地域社会への積極的な参加を促進します。

### 4. 介護保険事業の一層の充実

介護を必要とする高齢者の自立支援と尊厳の保持を基に、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護サービスの基盤の整備を行うとともに、適正な介護サービスの確保、サービスの質の向上を図ります。

# 第5章 施策体系及び 施策展開にあたっての基本的視点

## 1 施策体系

本計画の施策体系は次のとおりとします。(具体的な内容は、第2部を参照)

施策体系(大項目)	施策体系(中項目)
第1章 健康づくりと介護予防の推進	1 健康づくりの推進 2 介護予防の推進
第2章 地域包括ケア体制の整備・推進	1 地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の構築 2 単身高齢者及び高齢者世帯の在宅生活支援 3 介護家族への支援 4 災害時のための援護体制
第3章 高齢者の権利擁護	1 虐待防止及び発生時の適切かつ迅速な対応へのネットワーク構築 2 悪質商法等の被害や人権侵害からの保護 3 成年後見制度の普及 4 高齢者の権利擁護等に関する相談支援
第4章 認知症高齢者とその家族の支援	1 認知症予防の推進 2 認知症高齢者と家族の総合支援 3 認知症の啓発推進、サポーター等養成 4 認知症高齢者の地域での見守り
第5章 生活環境の整備	1 高齢者が安心して暮らせる住居等の整備 2 ユニバーサルデザインのまちづくり 3 高齢者が円滑に移動できる交通環境の整備
第6章 高齢者の積極的な社会参加	1 高齢者の就業支援 2 高齢者間及び高齢者と他世代との交流促進 3 生涯学習・生涯スポーツの推進 4 社会貢献活動の促進
第7～10章 介護保険事業の充実と適切な運営	1 介護サービスの質の確保 2 給付の適正化への取組み 3 適正な要介護認定の実施 4 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実 5 介護事業所における防災対策への啓発・指導 6 介護サービス基盤の整備 7 介護保険サービス量の見込み 8 介護保険料等

## 2 施策展開にあたって

実際に各種施策を展開していくに際しては、そのあらゆる場面で高齢者一人ひとりの尊厳を確保していくことが必要です。

また、この計画を真に実効性あるものとし、超高齢社会の中で活力ある地域社会を築いていくには、すべての市民が年齢や性別等に関係なく、自主性を発揮しながら社会の一員として地域での支えあいに参加していこうとする機運の醸成と環境整備が重要になってきます。

そのためには、市民の施策に対する理解と納得、そして協働が不可欠です。

理解と納得を得るには、生活と身近なところで介護保険制度をはじめ、その他の保健福祉サービスの意義と必要性を実感してもらえるような工夫を凝らした取り組みを行って行く必要があります。

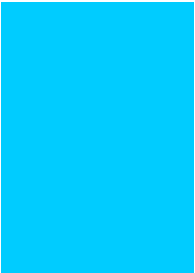
以上のことから、次の項目を施策展開にあたっての基本的視点とします。

- (1) 個人の尊厳の確保と自主性の尊重
- (2) 男女の共同参画
- (3) 地域社会の貴重な担い手としての高齢者
- (4) 地域での支え合い
- (5) 市民の理解・実感・納得・協働

なお、本計画に掲げる施策（事業）を推進するにあたっては、国の制度改正の動向や高齢化の進展による社会の変化などに注目しながら検討を行うとともに、必要な財源確保については、市の財政状況や「久留米市新総合計画」との関連性を考慮しつつ、必要な予算措置を講ずるように努めていきます。








## 第2部

# 久留米市における高齢者福祉施策 及び介護保険事業の展開





# 第1章 健康づくりと介護予防の推進

高齢者ができるかぎり健康を維持し、要支援・要介護の状態にならないために、高齢者一人ひとりの健康づくりと、介護予防を推進していきます。

## 1 健康づくりの推進

高齢期において心身ともに健やかな生活を送るためには一人ひとりが健康への目標を持ち、壮年期から主体的に健康づくりに取り組むことが必要です。

久留米市における健康づくりに関しては、「健康くるめ21計画」を策定し、高齢者の身心の健康づくりに関連のある事項として、正しい生活習慣の確立と栄養・食生活、運動などの生活習慣の改善へとつながる知識の普及・啓発や、疾病の早期発見のため健康診断等の受診率の向上を掲げています。

平成25年度には、平成24年度までの取組み結果等をふまえた次期計画の策定を行う予定であり、高齢者が要支援や要介護の状態にならないための取組みを推進していきます。

### ○ 主な施策（事業）

① 健康教育・健康相談（健康増進事業）【保健所健康推進課】						
事業内容	市民の生活習慣病の予防、健康を増進するために、健康教育・健康相談を実施し、健康に関する正しい知識の普及・啓発を行います。 【健康教育：お腹まわりスッキリ相談、健診普及啓発事業、地域の健康教育】 【健康相談：総合健康相談、まちかど栄養糖尿病予防健康相談等】					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	お腹まわりスッキリ相談 保健指導実施率	%	50.9	55	58	60

② 心の健康相談（精神保健福祉相談事業）【保健所保健予防課】	
事業内容	毎日の生活の中で起きてくる様々な心の悩みや不安などを持つ人、またはその家族の悩みの解決に向けて、専門医が相談に対応します。（心の健康に関する相談、医療機関受診に関する相談、社会復帰相談、アルコール、思春期、青年期、認知症の相談など）

③ 特定健康診査・特定保健指導等【健康保険課】						
事業内容	生活習慣病予防に有効なメタボリックシンドローム対策を中心とした「特定健康診査」を行い、ハイリスクと思われる人にはその人の状況に応じた「特定保健指導」を行います。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	特定健康診査受診率	%	30.5	65	5年毎に実施計画の見直しを行うため、25年度以降の目標値は未定。	
	特定保健指導利用率	%	11.1	45		

④ 血圧改善支援事業【保健所健康推進課】					
事業内容	久留米市国民健康保険特定健康診査、生活習慣病予防健康診査を受診した方（治療中の者と特定保健指導対象者の者を除く。）を対象に健康づくりを支援し生活習慣改善のための行動変容を促すために、対象者への個別保健指導と集団健康教育を組み合わせ実施します。【新規事業】				
指 標	指標の内容	単位	24年度	25年度	26年度
	個別指導実施率	%	50	55	60

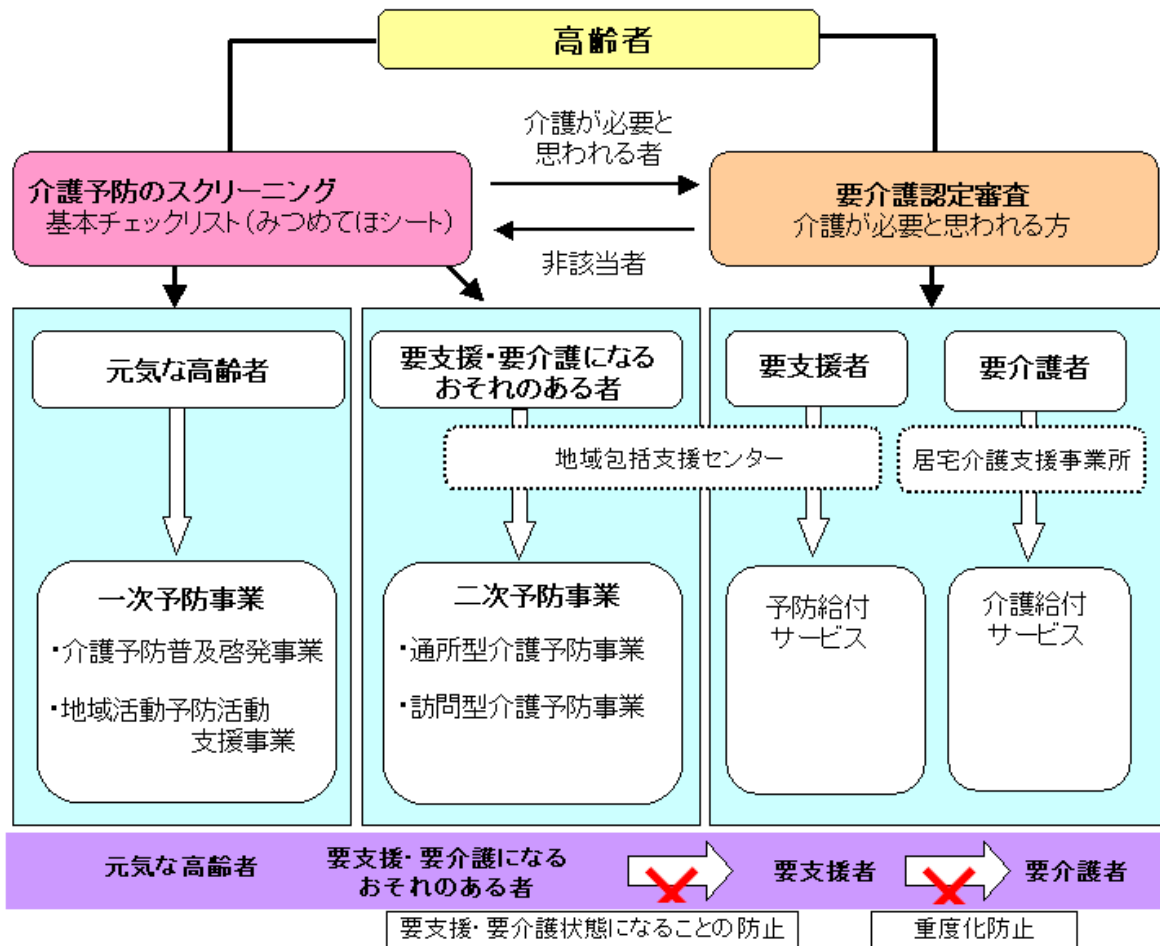
⑤ 校区等ウォーキング事業補助（健康ウォーキング事業）【保健所健康推進課】						
事業内容	市民の自主的な健康づくりを推進するために、各校区で実施しているウォーキング事業への補助を行います。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	校区に対する補助件数	校区	30	42	46	46
	年間参加者数	人	7,565	10,000	11,000	12,000

## 2 介護予防の推進

高齢者が要支援・要介護状態となることを可能な限り予防することが重要であり、要介護リスクが高い高齢者を早期発見し事業参加に繋げ、個々の心身状態に応じた介護予防事業を提供します。さらに、「基本チェックリスト」(みつめてほシート)未返信者に対するフォローを行い、対象者の一層の把握に努めます。

また、全ての高齢者を対象とした介護予防に関する普及・啓発事業をより身近な地域で行うとともに、日常生活の中で主体的かつ継続的に介護予防に取り組めるよう、自主的な活動を支援する仕組みづくりを行います。

### 介護予防の流れ



## (1) 一次予防事業

65歳以上の全ての介護保険第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者を対象として、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組みが地域で主体的に実施されるように、健康教室の実施等を通じて介護予防に資する活動の支援を行います。

## ○ 主な施策（事業）

①介護予防普及啓発事業【長寿支援課】						
事業内容	介護予防に関する知識や技術の習得のための教室の開催、パンフレットやチラシの作成・配布、地域で自主的に活動するグループ等の支援を行い、地域における介護予防の普及・啓発を図ります。また、セーフコミュニティを推進する上で、「高齢者の安全」の分野での重点項目として「転倒予防」に取り組めます。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	教室参加者数	人	1,293	1,610	3,565	4,140
	要介護認定者で介護が必要になった原因のうち、「骨折・転倒」による者の割合	%	22年度結果 → 25年度目標 13.6% → 13.6%以下			

②地域介護予防活動支援事業（介護ボランティア支援事業）【長寿支援課】					
事業内容	高齢者が、介護支援に資するボランティア活動を通じて、地域に貢献することを積極的に支援するとともに、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、(仮称)久留米市介護ボランティア支援制度の導入に向け、調査・研究を行う。制度導入にあたっては、モデル的に実施し、事業検証を行います。【新規事業】				
指 標	指標の内容	単位	24年度	25年度	26年度
	介護ボランティア登録数（年度毎）	人	調査・研究	100	150
	活動人数割合	%	—	60	70

## (2) 二次予防事業

65歳以上の介護保険第1号被保険者（要支援・要介護認定者を除く）で、基本チェックリスト（みつめてほシート）の結果等から、要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる者（二次予防事業対象者）を早期に把握し、通所型介護予防事業（運動器の機能向上・低栄養改善・口腔機能の向上等のプログラム）を実施します。

また、通所型事業を参加の基本としながら、特に「閉じこもり」「うつ」「認知症」のおそれがある等、心身の状況により通所型事業への参加が困難な者については、訪問型介護予防事業を実施します。

## ○ 主な施策（事業）

① 二次予防事業の対象者把握事業【長寿支援課】						
事業内容	本市の介護保険第1号被保険者（要支援・要介護認定者を除く）に対し、「基本チェックリスト」（みつめてほシート）によるスクリーニングを実施し、生活機能が低下しているおそれの高い高齢者を早期に把握します。また、みつめてほシート未返信者の中から、特に支援が必要と思われる方を対象に、電話や訪問などを行い、対象者の把握に努め、介護予防事業や必要な支援に繋がります。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	みつめてほシート返信率 (返信者数/送付者数)	%	22年度結果 → 26年度目標 58.8% → 60.0%			
② 通所型介護予防事業【長寿支援課】						
事業内容	要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者を対象に、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上、うつ・閉じこもり予防等の介護予防プログラムを行い、生活機能の維持・改善、QOL（生活の質）の向上を図ります。【生きがい健康塾、プールで筋力アップ講座、いきいき食と口の健康講座】					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	事業参加者数	人	409	440	460	480
③ 訪問型介護予防事業【長寿支援課】						
事業内容	要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者で、通所型事業への参加が困難な者については、訪問型介護予防事業を実施します。【介護予防訪問相談、介護予防ホームヘルプ、介護予防配食サービス】					
④ 介護予防事業評価事業【長寿支援課】						
事業内容	市が実施する介護予防事業について、介護保険事業計画において定める『介護予防事業の効果による介護認定者数の目標値』に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る。					

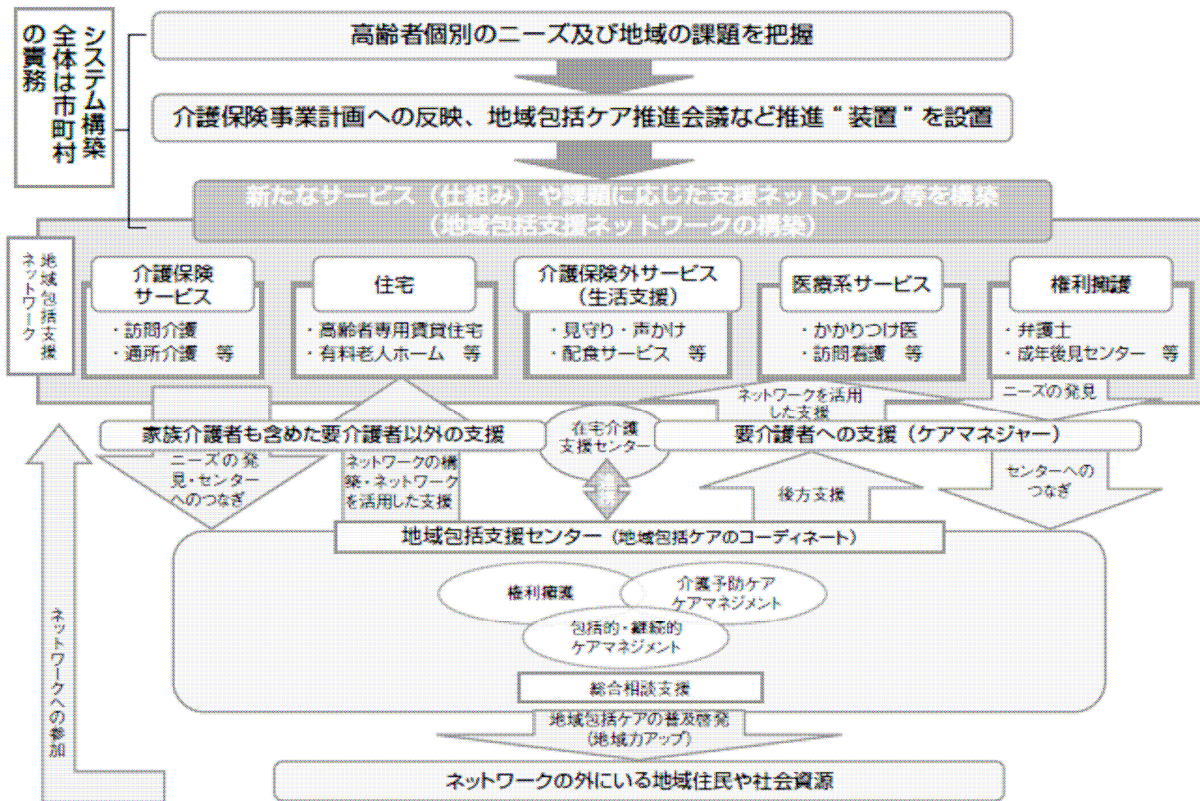
# 第2章 地域包括ケア体制の整備・推進

高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続するため、公的サービスのみならず、地域のインフォーマルな多様な社会資源を活用した包括的及び継続的な支援（地域包括ケア）体制の整備・推進を図ります。

## 1 地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の構築

地域包括ケアのマネジメントを中心的に行う地域包括支援センターへの高齢者やその家族等からの相談件数は大きく増加してきており、センター増設による相談窓口の拡充や適切な専門職員の配置など、機能の充実・強化を図るとともに、地域の医療・介護・福祉などの職種間の連携を強化し、高齢者を支援するネットワークの構築を進めます。

地域包括ケアシステムの構築



出典：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 2010



## ○ 主な施策（事業）

①地域包括支援センター運営事業【長寿支援課】						
事業内容	<p>地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援していきます。</p> <p>地域包括支援センター職員（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）が、より身近で機動的に高齢者支援を行えることができるように、地域包括支援センターの増設を行い、11の日常生活圏域の整備を目指します。</p> <p>○包括的支援事業</p> <p>【介護予防ケアマネジメント業務】 介護予防対象者の介護予防ケアプランの策定、評価などを行います。</p> <p>【総合相談・支援業務】 介護保険だけではなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。</p> <p>【権利擁護業務】 高齢者の人権や財産を守る権利擁護や虐待防止の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めていきます。</p> <p>【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】 ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。</p>					
	指標	指標の内容	単位	23年度	24年度	25年度
	地域包括支援センター設置数	か所	5	7	9	11
	高齢者の地域包括支援センターに対する認知度	%	平成22年度結果 → 平成25年度目標 24.2% → 30.0%			

## 2 単身高齢者及び高齢者世帯の在宅生活支援

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、高齢者の身体状況に応じた在宅生活支援のための各種サービスを提供し、積極的な事業の周知等の取組みを行うことで、サービスの一層の利用促進を図ります。また、社会福祉協議会、民生委員、老人クラブなどが実施している地域での見守り活動の連携の仕組みづくりを検討します。

### ○ 主な施策（事業）

① 高齢者配食サービス事業【長寿支援課】						
事業内容	満65歳以上の1人暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯の方で「要介護1」以上の認定を受け、体力の低下等によって、炊事や買物が困難な方に対し、1日2食まで食事（昼食と夕食）を自宅に配達し、食の確保を図るとともに、配達時に利用者の安否確認を行います。					
② 緊急通報システム貸与事業【長寿支援課】						
事業内容	単身高齢者や障害者の方で、心疾患等の慢性疾患があり、日常生活において常時注意が必要な方に対して、緊急時に登録先に通報できる通信機器の貸与を行うことで、緊急時の不安を解消し、生活の安全確保を図ります。					
③ 小地域ネットワーク活動の推進【久留米市社会福祉協議会】						
事業内容	小地域(概ね小学校区)を単位として要支援者一人ひとりを対象とした見守り・援助活動（ふれあい訪問活動・食事サービス・いきいきサロン）で、ひとり暮らしや高齢者世帯などが地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域住民による支え合い・助け合い活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを推進します。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	訪問回数	回	85,332	91,000	94,000	97,000
	食事サービス提供数	人	31,002	32,000	32,500	33,000
	いきいきサロン開催数	回	1,066	1,220	1,300	1,380
④ 地区ふれあい活動コーディネーターの育成【久留米市社会福祉協議会】						
事業内容	地域における要支援者の生活課題の発見から、それらの人々が地域助け合い活動や公的福祉サービスを利用し、問題を解決するシステムづくりを促進するため、「地区ふれあい活動コーディネーター」を養成します。＊平成23年度より事業実施。					
指 標	指標の内容	単位	23年度 (見込み)	24年度	25年度	26年度
	コーディネーター養成人数	人	20	40	60	60

### 3 介護家族への支援

介護する家族の精神的・肉体的負担等が原因で、虐待等につながる危険性もあるため、介護家族の負担軽減と孤立化防止のための事業を実施するなど、在宅で介護をしている家族への支援を行います。

#### ○ 主な施策（事業）

① 家族介護教室【長寿支援課】						
事業内容	家族介護者の介護技術の向上を図ることで、高齢者の在宅介護を支援するとともに、介護者自身の心身の健康を維持し、生活の質を向上させるため、家族介護教室を開催します。＊平成23年度より事業実施。					
指 標	指標の内容	単位	23年度 (見込み)	24年度	25年度	26年度
	参加者数	人	150	200	250	300
② 生活支援ショートステイ事業【長寿支援課】						
事業内容	高齢者が在宅生活を送る上において一時的に養護する必要がある場合及び心身機能の向上等を図る必要がある場合に、短期間、高齢者福祉施設等に入所させ、当該高齢者及びその家族の福祉の向上を図ります。					
③ 介護用品支給事業【長寿支援課】						
事業内容	非課税世帯で要介護4以上の在宅生活者で、常時おむつを使用している人に対し、紙おむつ購入代金の一部として介護用品給付券を交付し、介護者の介護負担を軽減するとともに在宅での生活の支援を行います。					

## 4 災害時のための援護体制

東日本大震災を受けて、災害時の地域における支援体制は改めてその重要性が認識されており、地域と連携した体制の整備を進め、避難に支援が必要となる高齢者や障害者等の災害時要援護者を把握することにより、災害時における安否確認や避難支援を迅速かつ適確にできるよう努めます。

### ○ 主な施策（事業）

① 災害時要援護者の支援【地域福祉課】						
事業内容	日頃から要援護者の状況把握に努めるとともに、災害発生時には、要援護者の安否確認や避難情報の伝達などを速やかに行うための支援体制を構築するため、災害時要援護者支援プランの柱となる「災害時要援護者支援マニュアル」の周知並びに「災害時要援護者名簿作成」の推進を図ります。					
指 標	指標の内容	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
	要援護者名簿登録率	%	平成23年12月実績→平成26年度目標 8.55% → 13.9%			
② 一人暮らし高齢者宅等への防火指導【久留米広域消防本部】						
事業内容	災害時要援護者防火対策の一環として、一人暮らしの高齢者宅、緊急通報システム設置者宅を訪問し、防火・防災指導を実施することで、防火・防災意識の向上と居住環境の安全の普及を図り、防火安全対策を推進します。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	防火指導件数	世帯	498	各年度600		
③ 介護保険施設等への防火指導【久留米広域消防本部】						
事業内容	介護保険施設等利用者の安全確保と防火体制の徹底を図るため、施設責任者及び従業員に対して防火指導を実施し、居住環境の安全化と防災知識の普及啓発を図り、防火安全対策を推進します。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	防火指導件数	施設	65	各年度118		

## 第3章 高齢者の権利擁護

高齢者一人ひとりの個人を尊重し、尊厳を保持することが必要です。どのような心身の状態であっても、自己決定により、その人らしい自立した質の高い生活と人生を維持することができるように支援します。

### 1 虐待防止及び発生時の適切かつ迅速な対応へのネットワーク構築

介護者の介護疲れ等による介護放棄や嫌がらせ、暴力行為等の様々な権利侵害による高齢者に対する虐待が社会問題となっており、虐待ケースの早期発見、早期解決のため、保健・医療・福祉等の関係機関・団体、地域によるネットワークの構築を進めるとともに、市民への啓発に努めます。

#### ○ 主な施策（事業）

① 地域包括支援センター総合相談、権利擁護事業【長寿支援課】						
事業内容	高齢者やその家族からの医療・介護・保健・福祉等をはじめ、虐待や消費者トラブル等の高齢者の権利擁護に関する総合相談を実施し、必要に応じ各種専門機関と連携して問題解決に向けた支援を行います。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	総合相談件数	件	3,024	4,700	5,800	7,200
② 高齢者虐待防止推進【長寿支援課】						
事業内容	高齢者の虐待に関する相談・対応を行うとともに、高齢者虐待防止のための講演会の実施やポスター掲示等の啓発事業を行い、高齢者の権利擁護を推進し、養護者への支援を行います。また、セーフコミュニティを推進する上で、「高齢者の安全」の分野における重点項目として「虐待防止」に取り組めます。					
指 標	指標の内容	単位	23年12月 1日現在	24年度	25年度	26年度
	虐待発生率（発生件数 ／高齢者人口）	%	0.16	0.15	0.14	0.13

## 2 悪質商法等の被害や人権侵害からの保護

高齢者に対する悪質商法や詐欺事件の手口は多様化、巧妙化しており、消費生活に関する各種情報や消費者啓発情報の提供及び消費者相談・苦情処理を行うことで、高齢者の消費者被害の防止・救済と消費者意識の向上を図ります。

### ○ 主な施策（事業）

① 消費者被害の防止と救済【消費生活センター】						
事業内容	多種、多様化する消費者被害の未然防止・早期発見を図るため、「出前講座」「くらしのカレッジ」等の事業を展開し、消費者の知識向上の一助とするための機会を提供します。また、被害に遭われた市民に対しても、早急に解決に導くための的確な相談対応と消費生活センターの認知度向上に努めます。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	相談件数	件	4,205	4,000	3,900	3,800
	講座受講数	人	1,883	各年度 2,000		
	街頭啓発回数	回	4	各年度 8		

## 3 成年後見制度の普及

認知症やその他の疾病により、判断能力や意思表示能力が不十分な高齢者等の権利を守り尊厳を維持する為に、成年後見制度の適切な利用が必要であり、高齢者やその家族・支援者への制度の周知・啓発を図り、利用を促進します。また、今後、認知症高齢者の増加等により、制度の需要が一層高まり、後見人となる専門職の不足が見込まれるため、市民後見人を養成するなどの対応を図っていきます。

### ○ 主な施策（事業）

① 成年後見・相談事業【長寿支援課】	
事業内容	一般市民対象の講演会や出前講座の開催を通して成年後見制度の普及・啓発を行うとともに制度に関する相談や利用支援による利用促進を図るために、成年後見センター（仮称）設置に向けて取り組んでいきます。

② 市民後見人の育成【長寿支援課】					
事業内容	<p>認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれ、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要があります。</p> <p>このため、市において市民後見人を育成し、地域における市民後見人の活動を推進する事業に取り組めます。【新規事業】</p>				
指 標	指標の内容	単位	24年度	25年度	26年度
	市民後見人の育成	人	各年度30		

#### 4 高齢者の権利擁護等に関する相談支援

高齢者の日常生活の困りごとや心配事の早期解決に向けて、また虐待やDV等の深刻な事態を含む様々な問題を抱える高齢者に対し、相談に対応し、関係機関と連携して問題解決に向けた支援を行います。

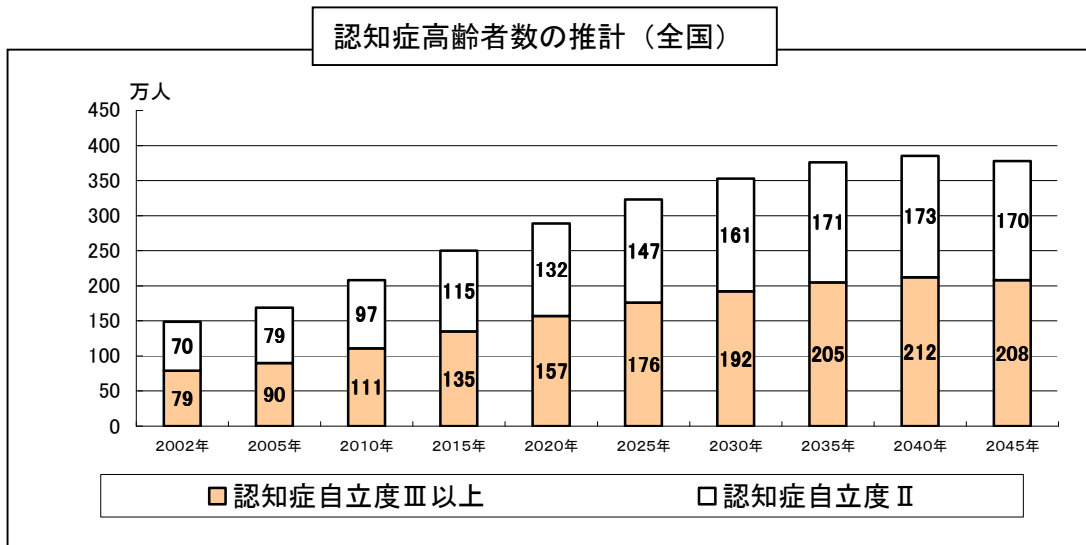
##### ○ 主な施策（事業）

① 高齢者相談事業【広聴・相談課】	
事業内容	<p>高齢者の日常生活での困り事や心配事の早期解決に向けて、各種支援制度や窓口等の情報の収集・活用を行い、関係部局との連携した相談事業を実施します。</p>

② 女性の生き方支援のための相談【男女平等推進センター】	
事業内容	<p>虐待・DV等の深刻な事案を含むさまざまな問題を抱える高齢者の女性に対し、問題の解決に向けて、関係機関ネットワーク会議を中心とした連携・支援による相談事業を実施します。</p>

# 第4章 認知症高齢者とその家族の支援

今後、高齢者の増加とともに認知症高齢者の増加が予想され、これまで以上に認知症高齢者を社会全体で支援していく必要があります。本人のケアはもとより、介護する家族等への支援を図るとともに、高齢者をとりまくすべての人が認知症への理解を深め、自らの問題として認識し、高齢者の尊厳が保持される環境を整備していきます。



※自立度Ⅱ：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる。

自立度Ⅲ：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどきみられ、介護を必要とする。

資料）平成15年6月厚生労働省老健局総務課推計

## 1 認知症予防の推進

毎日の生活の中で適度の運動を習慣づけるなど、脳の血行を良くすることが認知症の予防に繋がります。認知症予防効果がある介護予防事業を実施し普及・啓発を図ることで、認知症予防を推進します。

### ○ 主な施策（事業）

① 認知症予防に向けた介護予防事業の実施【長寿支援課】	
事業内容	介護予防事業にレクリエーション的要素や有酸素運動などを工夫して取り入れ、高齢者の身体的・精神的な機能の維持・向上、生活の質（QOL）の改善を図り、日常生活の活性化へ繋げることで認知症予防に取組みます。



## 2 認知症高齢者と家族の総合支援

認知症の高齢者やその家族が住み慣れた地域で生活を継続していくために、相談体制の充実、介護の支援、権利擁護対策など多様な側面からの支援に取り組んでいきます。さらに医師会等と共同して、認知症高齢者に対する医療と介護のネットワーク化を図ります。

### ○ 主な施策（事業）

① ものわすれ相談【長寿支援課】						
事業内容	<p>認知症高齢者や認知症高齢者を介護する家族、また、認知症の不安を抱く高齢者本人又は家族に、認知症に関することから介護保険サービス、医療機関、地域資源の紹介・助言など、窓口と電話により相談に対応し支援します。</p> <p>また、治療の必要が認められる場合は、専門医療機関の紹介や連携を取ることで、認知症の早期発見・対応につなげ、重症化を防ぐことでその人らしい生活の継続を図ります。</p>					
② 医療と介護の連携支援【長寿支援課】						
事業内容	<p>医師会、久留米大学を中心として構成する「久留米認知症ネットワーク研究会」へ支援を行い、介護や福祉分野とのネットワーク化を図り地域の資源が連携することにより、認知症の早期発見と早期治療・介護を推進します。</p>					
③ 日常生活自立支援事業【久留米市社会福祉協議会】						
事業内容	<p>認知症等により判断能力が低下し、何らかの援助を必要とする状態になった方に対し、福祉サービス、介護保険サービスの利用や日常の金銭管理等のサービスを提供することにより、地域において自立した生活を送ることができるよう支援し、利用者の権利を擁護します。</p>					
④ 認知症ケアスタッフ活動支援事業【長寿支援課】						
事業内容	<p>介護サービス事業所のケアスタッフを対象に、認知症の正しい理解と適切なケアのあり方についての研修を行い、認知症高齢者が尊厳をもってケアを受けられる体制や環境を整備するとともに、ケアスタッフの質の向上を図ります。</p> <p>*平成23年度より研修実施方法を変更</p>					
指 標	指標の内容	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
	研修参加者数	人	30	各年度30		

### 3 認知症の啓発推進、サポーター等養成

市民一人ひとりが自らの問題として認知症を正しく理解するため、講演会を開催し啓発をはかるとともに、認知症の人と家族への応援団である「認知症サポーター」等を養成します。また、認知症への正しい理解と知識をとおして、地域で支えあう仕組みづくりに取り組みます。

○ 主な施策（事業）

① 認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成【長寿支援課】						
事業内容	認知症についての正しい理解と認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、「認知症サポーター」を養成します。また、地域・職域団体などにおいて「認知症サポーター」の講師役となる「キャラバン・メイト」を養成します。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	認知症サポーター養成人数（累計）	人	1,370	4,000	6,000	8,000
	キャラバン・メイト養成人数（累計）	人	106	150	200	250

### 4 認知症高齢者の地域での見守り

認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を続けて行くことができるよう、地域の見守り等による支援の仕組みづくり、また、徘徊発生時には関係機関が役割を分担し連携することで、早期発見・保護に繋げることにより高齢者とその家族への支援を実施します。

○ 主な施策（事業）

① 地域における見守り活動の推進【長寿支援課】	
事業内容	認知症の高齢者や家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域の団体等による、認知症高齢者を含めた支援が必要な高齢者への見守り活動を推進します。

② SOSネットワーク事業【長寿支援課】						
事業内容	関係各団体と連絡並びに連携をとりながら、認知症徘徊高齢者を速やかに発見、保護するためのネットワークを強化します。また、保護した徘徊高齢者等を速やかに家族のもとへ送り届けるため、「徘徊高齢者等あんしん登録制度」を実施します。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	徘徊高齢者等あんしん登録制度登録者数（累計）	人	66	100	110	120

## 第5章 生活環境の整備

高齢化の急速な進行、単身高齢者世帯、高齢者のみ世帯の増加など、高齢者を取り巻く環境が急速に変化する中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活し、社会とのかかわりを持ち続けていくためには、一人ひとりの心身の状況、世帯状況などに応じた快適な居住空間・生活空間を確保することが必要です。

そのために、高齢者の様々なニーズに応じた住まいの提供、安全・快適に利用することができる公共施設等の整備などを推進します。

### 1 高齢者が安心して暮らせる住居等の整備

高齢者の多様化する居住ニーズに応じ、高齢者が安心して暮らすことができる住居を確保していくためには、バリアフリー化への対応、生活支援サービスの提供など高齢者の利用に配慮した良質な公共賃貸住宅、民間賃貸住宅の供給を促進すること、加齢等により身体機能が低下しても住みなれた家に安心して住み続けられるように住宅改造の支援をすることなどが必要です。

#### ○ 主な施策（事業）

①市営住宅のバリアフリー化【住宅政策課】						
事業内容	高齢者が安心して暮らしつづけられるよう、市営住宅の建替やリフォームにより段差解消や手すり・エレベーターの設置などバリアフリー化を推進します。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	バリアフリー対応市営住宅の供給	%	18.8	22.6	28.3	29.6
	エレベーター設置（3階建以上）	%	10.4	14.4	20.4	20.7

② 単身高齢者の住宅確保支援【住宅政策課】						
事業内容	住宅の確保が難しい単身高齢者の住宅確保を支援するため、単身者向けの市営住宅の募集を実施するとともに、民間住宅における居住確保の支援の仕組みについても検討していきます。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	単身者向け市営住宅募集の実施	人	30	各年度 20		

③ 地域優良賃貸住宅の整備【住宅政策課】						
事業内容	子育て世帯、高齢者世帯や障害者世帯などの居住の安定と中心市街地の居住推進を図るため、賃貸住宅の建設費の一部を助成し、民間事業者等による良質な賃貸住宅の供給を促進します。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	地域優良賃貸住宅の認定	戸	12	40	30	30

④ サービス付き高齢者向け住宅【住宅政策課・長寿支援課】	
事業内容	高齢者の居住の安定を図るため、バリアフリー構造等を有し、緊急時対応・安否確認、生活相談などのサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」についての情報提供を行います。

⑤ 有料老人ホーム【長寿支援課】	
事業内容	高齢者の居住の安定を図るため、食事の提供、生活相談などのサービスを提供する「有料老人ホーム」についての情報提供を行います。

⑥ 高齢者住宅改造費の補助【介護保険課】	
事業内容	高齢者等の自立支援、日常生活の利便性の向上、介護者の負担軽減を図るため、住宅改造費用の一部を助成します。

## 2 ユニバーサルデザインのまちづくり

外出は、生きがい作りや社会参加の促進のために重要なことであり、外出機会が減ると、閉じこもりがちになり、心身の機能低下につながることも心配されます。

高齢者が安心して外出し、屋外で自由、安全、快適に活動できるように、危険な箇所がなく、移動しやすく、わかりやすい「ユニバーサルデザインのまちづくり」を目指し、ハードとソフトの両面から迅速に施策に取り組んでいきます。

### ○ 主な施策（事業）

① ユニバーサルデザインの視点から公共施設等の整備、バリアフリー化【建築課】	
事業内容	高齢者や障害者をはじめとしたすべての人が、安全で快適に利用できるよう、多目的トイレの設置、段差の解消、滑りにくい床材の使用、手摺りの設置など、ユニバーサルデザインの視点から、公共施設等の整備、バリアフリー化に取り組めます。
② 歩道のバリアフリー化【生活道路課】	
事業内容	高齢者や障害者をはじめとしたすべての人が、移動の際に利便性及び安全性が確保されるよう、歩行空間のバリアフリー化等の各種事業を実施することにより、安全で快適な歩行空間を整備していきます。
③ タウンモビリティ事業の実施【商工政策課】	
事業内容	高齢者や障害者などを対象として送迎や介添を行い、また、車いすや電動スクーター、ベビーカーなどの貸し出しを行うなど、中心市街地への外出や買い物、まちあるきなどをサポートします。

### 3 高齢者が円滑に移動できる交通環境の整備

高齢化社会の進展とともに、高齢者など自家用車を自由に使えない、いわゆる交通弱者対策の増加が見込まれます。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、日常生活に必要な買い物や通院などのための移動手段を維持・確保することが必要であり、効率性や行政と民間の役割分担などを含め、様々な施策を検討していきます。

#### ○ 主な施策（事業）

① 生活支援交通の確保【都市デザイン課】	
事業内容	公共交通が不便な地域に住む高齢者であっても、日々の買い物や通院等が可能となり、安心して住み慣れた地域で生活できるよう、地域が真に必要とする生活支援交通の確保をめざします。

## 第6章 高齢者の積極的な社会参加

高齢化が益々進展する社会において、高齢者は地域における貴重な担い手として期待されています。高齢者が有する豊かな技術、長年の社会的経験によって蓄積された豊富な知識などが有効に活用されるよう、高齢者の能力を地域社会へ還元できる社会参加の環境整備を推進するとともに、就業・健康づくり・ボランティアなどの社会貢献活動、生涯学習やスポーツを通じての交流などの各方面から、高齢者の生きがいづくりを推進していきます。

### 1 高齢者の就業支援

高齢者が長年培ってきた知識と経験を活かし、年齢に関係なく意欲と能力のある限り、地域社会の一員として活躍できるよう、就業機会の確保に努めます。また、生きがいづくりの観点から、いきいきと働くことができ、働き続けられる仕組みづくりを支援します。

#### ○ 主な施策（事業）

① シルバー人材センター支援事業【労政課】						
事業内容	退職後など、現役を退いてなお健康で働く意欲があり、生きがいの充実や社会参加を望む高齢者に対して、地域社会に密着した短期・臨時的就業を組織的に提供し、高齢者の就業機会の増大・福祉の増進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりをめざします。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	会員数	人	1,536	1,550	1,570	1,600

② 中高年就労支援【労政課】	
事業内容	<p>久留米市求職者総合支援センター（市庁舎2階）で、キャリアコンサルタントなどの資格を持った就労サポーターが、求職者からのさまざまな相談を受け付けます。</p> <p>また、福岡県中高年就職支援センターの出張相談では、中高年齢者の再就職や就職活動に必要なスキルの向上を支援します。</p>



## 2 高齢者間及び高齢者と他世代との交流促進

老人クラブ活動をはじめとする高齢者間交流、学校教育や地域活動の場における高齢者の経験や知識を活かした世代間交流を推奨していきます。

老人クラブは、近年加入者の減少傾向にあり、クラブ活動の見直し等を行い、更に魅力あるクラブとなるよう、活性化を図ります。また老人いこいの家について他世代との積極的な交流ができるよう、施設のありかたについて検討していきます。

### ○ 主な施策（事業）

① 老人クラブ活動支援【長寿支援課】						
事業内容	<p>老人クラブ活動を通じて、高齢者の連携と幅広い社会参加活動を促進するために、老人クラブが行う健康づくり（スポーツや健康づくりの講座など）、生きがいづくり（社会奉仕活動や文化事業奨励、世代間・団体間交流支援など）、地域見守り事業（地域見守りに関する情報提供相談活動など）に必要な経費の一部を助成します。</p> <p>また、多様化するニーズに対応した活動の充実や加入促進など、老人クラブの活性化のために必要な支援を行っていきます。</p>					
指 標	指標の内容	単位	23年4月1日 現在	24年度	25年度	26年度
	老人クラブ会員数	人	26,818	各年度 26,800		

② 老人いこいの家【長寿支援課】						
事業内容	<p>高齢者の健康増進、教養向上、レクリエーション活動によって生きがいを創出し、積極的な社会参加活動を促進するために、高齢者を始め世代間で交流ができる活動の場を提供します。</p>					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	利用延人員	人	101,650	102,000	102,500	103,000

③ 21生き生きスクール推進事業【学校教育課】	
事業内容	<p>各学校の創意工夫した特色ある学校づくりを行う活動（①職員や児童生徒の創意工夫による学校内外の教育活動、②高齢者などの地域の人材、自然・文化・施設・伝統・諸行事などを活用した教育活動、③その他、特色ある学校づくりの活動）に対して、必要な費用の補助金の交付を行うことで、子どもたちが生き生きと学校生活を送れるようにするとともに、学校が生き生きと活性化することをめざします。</p>

### 3 生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者の生きがいづくり・仲間づくり・健康づくり・学習意欲の向上等を目的とし、今後高齢化する団塊世代も含め、より多くの人に参加できるよう生涯学習や生涯スポーツを推進し、機会の提供に努めます。

また、身近に取り組むことができる新たなスポーツを通じた地域の交流を図ります。

#### ○ 主な施策（事業）

① セカンドライフ応援講座（高齢者の生きがいと健康づくり推進事業）【長寿支援課】						
事業内容	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営んでいくことができるように、生きがいの創出と社会参加を推進し、習得した知識を地域に還元できるようにするために、高齢者が参加しやすく学習の興味、関心を深める内容の講座を開催します。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	受講者数	人	61	各年度 70		

② えーるピアシニアカレッジ【生涯学習推進課】						
事業内容	高齢者が健康で生きがいのある社会生活を送れるよう、高齢者の生活課題に関連した講座や、知識、技術を習得する機会を提供するとともに、受講生及び修了生の学校や施設への派遣など自主的な活動の支援を行います。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	受講者数	人	201	各年度 200		

③ 高齢者パソコン教室【生涯学習推進課】						
事業内容	パソコンに触れる機会の少ない高齢者向けに、基本操作を学習する機会を提供することで、情報化社会の利便性を高齢者にも理解してもらい、社会参加や生きがい作りの活用意欲を高めます。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	受講者数	人	32	各年度 32		

④ 高齢者社会参加促進事業【長寿支援課】						
事業内容	高齢者の健康保持、世代間交流の促進、創造意欲の喚起による生きがいづくりのために、個人の持つ豊かな経験と技術を生かした作品（絵画、書道、手芸・工芸等）を展示する高齢者作品展やスポーツ大会を開催します。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	作品展出品数	点	270	280	290	300
	スポーツ大会参加者	人	626	600	600	700

⑤ 生涯スポーツの推進【体育スポーツ課】						
事業内容	スポーツ・運動を通じた健康づくり推進のため、国・県が生涯スポーツの推進において必要不可欠な施策として取り組んでいる、地域住民主体による「総合型地域スポーツクラブ」の創設及び活動への支援等を行います。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	自立支援事業	団体	3	1	1	—
	事務局支援事業	団体	4	6	6	7

⑥ 新たなスポーツを通じた地域の世代間交流の推進【長寿支援課】						
事業内容	自分の体に合った適度な運動を通じて、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりに対する機運の醸成を図るために、老人クラブを対象として新たなスポーツを地域の仲間とともに楽しむ機会を提供します。【新規事業】					
指 標	指標の内容	単位	24年度	25年度	26年度	
	講習会回数	回	各年度 5			
	参加人員	人	各年度 100			

## 4 社会貢献活動の促進

今後、高齢化する団塊世代も含めた高齢者の知識や経験を、ボランティア活動や地域活動といった社会貢献活動に活かしていくことが重要です。

身近な地域で高齢者が社会貢献活動に取り組むことができるよう、情報の提供や発信を行うとともに、ボランティアへの参加促進に向けた仕組みづくりに取り組みます。

### ○ 主な施策（事業）

① 市民活動支援事業【協働推進課】						
事業内容	市民活動団体の活動領域の拡大と育成支援のためのツールとしてボランティア情報ネットワーク、市民活動情報誌の発行、市民活動保険の周知に組み込みます。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	ボランティア情報ネットワーク登録団体数	団体	360	405	410	415

② 高齢者社会貢献活動促進事業【長寿支援課】	
事業内容	今後高齢化する団塊世代を含めた高齢者の健やかで生きがいのある暮らしを実現し、地域においてマンパワーとして活用できるようにするため、地域活動や社会貢献活動の内容や活動体験などについて講座形式で情報を提供し、活動への参加意欲を高める。【新規事業】

③ くるめクリーンパートナー【環境政策推進課】						
事業内容	市民にとって身近な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設の美化を促進するため、市民等のボランティアによる美化活動を支援する環境美化ボランティア推進事業を実施し、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって市民等と市が協働して散乱ごみのないきれいな公共空間の創出を図ります。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	クリーンパートナー登録人数	人	15,620	19,000	20,000	21,000

## 第7章 介護保険事業の円滑な実施

創設以来12年を経過した介護保険制度は、社会的にも浸透し、高齢者とその家族を支える制度として定着してきましたが、この間、高齢化の進行、特に要介護度認定率が高い75歳以上高齢者の増加により、介護保険サービスへの需要は年々高まってきています。

このような中、必要に応じ、良質なサービスが、切れ目無く、また適切に提供されるよう様々な取組みを進めていきます。

### 1 介護サービスの質の確保

高齢者が生活機能の低下により、介護が必要な状態になっても、尊厳を保ちながらその人らしく暮らしていくためには、高齢者一人ひとりの状態に応じた介護サービスの提供が必要なことから、継続的に介護サービスの質の確保・向上に取り組んでいきます。

#### (1) 介護支援専門員（ケアマネジャー）・介護サービス従事者への取組み

要介護者の心身状態や家庭状況に応じた効果的な介護サービスが提供されるには、ケアプランを作成し利用者と介護サービス事業者等との調整役となる介護支援専門員の役割が非常に重要です。

また、ケアプランの目的を達するには、サービス提供者の正確な介護知識・技術が不可欠です。

これら介護保険サービスに携わる従事者の資質向上のため、集合研修会の開催や事業者団体による研修会・情報交換会の支援等に努めていきます。

#### ○主な施策（事業）

①介護支援専門員（ケアマネジャー）・介護サービス従事者研修会【介護保険課】	
事業内容	介護予防事業や介護保険サービスに携わる事業者の人材育成を図るため、講師を招いて研修会の実施や事業者による自主的勉強会の支援を行い、サービスの質の向上を推進します。

(2) 実地指導等による質の確保（介護サービス事業管理者への取組み）

要介護者のニーズに応じた適正な介護サービスが提供されるには、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護サービス従事者とともに、介護サービス事業管理者の質の向上も必要です。

サービス事業者指定申請時や指導・監督の機会を活用し、管理者として不可欠な事業の適正運営やリスクマネジメントの考え方、個人情報の取り扱いなどのコンプライアンス（法令遵守）についての意識啓発を促します。

なお、介護保険法の一部改正により、従来の地域密着型サービスに加えて、新たに居宅サービス及び施設サービス事業所の指定、指導、立入検査等についての権限が平成24年度より福岡県から委譲されます。

(3) 介護相談員による施設等入所者支援

介護相談員が介護施設等を訪問し、そこで生活する方々の疑問や不安、不満を聴き取り、利用者と施設間の「橋渡し役」として、問題が大きくなることを未然に防ぎ、サービスの質の更なる向上を目指します。

○主な施策（事業）

① 介護相談員による施設等入所者支援【介護保険課】						
事業内容	市内の介護保険施設を介護相談員が2人1組で毎月定期的に訪問して、利用者や家族の介護に関する相談に応じ、助言や施設側との意見交換等により、サービスの質向上に努めます。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	訪問対象施設数	施設	61	65	70	75

(4) 介護人材の確保・育成・定着に対する支援

継続的に介護サービスの質・量を確保していくため、介護分野における雇用の創出と介護サービス事業者及びその従業者の育成の両面から支援を行っていきます。

○主な施策（事業）

① 介護人材の安定確保支援事業【介護保険課】	
事業内容	地域の雇用失業情勢が厳しい中、国の緊急雇用創出事業補助金を活用し、離職失業者等に対する介護分野への雇用機会の提供と就労支援を行います。

② 介護人材の育成・定着支援事業【介護保険課】	
事業内容	介護人材の育成と定着率の向上を図るため、離職率が高い就職1～3年目職員向け研修や情報交換会などへの支援を行います。

## 2 給付の適正化への取組み

介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに、利用者本位の介護サービスを提供するための取組みを実施します。

### (1) ケアプランのチェック

適正な保険給付の確保のために、福岡県の給付適正化ソフトや介護保険サービスの給付実績等より、引き続きケアプランのチェックを実施します。

特に居宅介護支援事業所、訪問介護については、事業所数が多いことはもとより、居宅介護支援事業所については在宅介護のチームケアの要であることや個別サービス計画の上位の計画であること、訪問介護については、サービス内容が細かく区分され、それぞれの支援内容について介護保険適用のルールが細かく規定されていることから、原則として、毎年行っていきます。

○主な施策（事業）

① ケアプランのチェック【介護保険課】						
事業内容	サービス利用者一人ひとりの心身状況・家庭状況に応じた適正なケアプラン作成のため、ケアプランチェックを通して、介護支援専門員やサービス提供事業所の責任者が自立支援や介護保険制度への理解を深めるよう指導することにより、給付の適正化を目指す。					
指 標	指標の内容	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
	居宅介護支援事業所	プラン	60	各年度 100		
	訪問介護事業所	プラン	98	各年度 100		

### (2) 介護レセプトのチェック

介護報酬請求の適正化のため、国民健康保険団体連合会のデータを活用して、医療レセプトと介護レセプトの整合性チェックを実施します。

○主な施策（事業）

① 介護レセプトのチェック【介護保険課】	
事業内容	国保連の審査支払等のシステムにより給付の整合性について確認するために情報提供がなされたものについて、事業所への確認を行い、算定誤りが確認された場合は、過誤処理を行うことにより、給付の適正化を図ります。

### (3) 介護サービス事業者への適正なサービス提供意識の啓発

ケアプランチェックやレセプトチェックの中で事業者側の改善が必要な事項等を把握した上で、介護サービス事業者の適正なサービス提供意識を啓発し、相談や研修の実施に努めます。

○主な施策（事業）

① 介護支援専門員（ケアマネジャー）・介護サービス従事者研修会【介護保険課】【再掲】	
事業内容	介護予防事業や介護保険サービスに携わる事業者の人材育成を図るため、講師を招いて研修会の実施や事業者による自主的勉強会の支援を行い、サービスの質の向上を推進します。

## 3 適正な要介護認定の実施

介護サービスを必要とする受給者を適切に認定するため、申請者の状況を的確に把握したより公正な要介護認定へ取り組むとともに要介護認定事務を円滑に実施します。

### (1) 正確な認定調査（訪問調査）の実施

認定調査（訪問調査）については、調査に従事する職員の研修及び事例検討会を引き続き実施し、より一層の調査の平準化を図ります。また、新規申請時の調査の充実に取組みます。

さらに、調査に従事する職員とケアマネジャーや地域包括支援センター職員との情報交換会を実施し、迅速な認定調査の実施に努めます。

### (2) 主治医意見書の作成

主治医意見書は、二次判定の重要な資料であることから、的確な意見書が作成されるよう、その意義を含めて主治医からの情報の重要性について、関係団体と連携し周知を図ります。

### (3) 介護認定審査会の円滑な運営

今後も認定審査会運営において、審査判定基準の平準化と公平・公正性の確保に努めます。そのため、審査会委員の研修等を行い適正かつ円滑な運営を図ります。



## 4 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実

介護保険制度をはじめ高齢者への保健福祉施策の情報や介護保険事業の運営状況などについて、地域住民や介護サービス事業者、地域包括支援センター等の関係団体との連携を図りながら、分かりやすい情報提供を行っていきます。また、併せて相談機会の拡充を図っていきます。

### (1) 介護保険制度の周知・啓発

制度の趣旨や要介護（要支援）認定の仕組み、サービスの利用方法、保険料など介護保険制度について、広報誌や各種パンフレット、出前講座等に加え、保険料の戸別訪問指導や介護認定調査等の機会を活用し、高齢者により分かりやすい方法での情報提供を図っていきます。

また、制度改正時などにおいては、タイムリーな情報提供に努めていきます。

特に情報不足になりがちなひとり暮らし高齢者等に対しては、介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センター、認定調査員等が連携し、心身の状況に応じて必要な情報の提供に努めます。

### (2) 市民からの相談受付体制の拡充

市の相談窓口や地域包括支援センターにおいて適切な相談・支援を行うほか、同センターの相談機会・窓口の拡充を進めていきます。

また、認定調査員、地域包括支援センター、介護支援専門員（ケアマネジャー）の情報交換会を実施し、市民が求める相談内容の共有化を図っていきます。

○主な施策（事業）

① 認定調査員、地域包括支援センター、ケアマネジャーとの意見・情報交換会 【介護保険課】	
事業内容	認定調査員は、認定調査時に把握した、支援が必要な高齢者の情報を地域包括支援センターやケアマネジャーへ連絡し、迅速な支援につなげています。 これら関係者が定期的に意見・情報交換会を実施しながら、より総合的な支援が出来るように努めていきます。

### (3) 苦情対応体制の充実

市は保険者として、また市民にもっとも身近な窓口として介護サービス利用者等からの苦情に迅速・丁寧に対応します。

さらに、寄せられた苦情等を介護保険事業の充実につなげていく取組みを進めてい

きます。

#### (4) 高齢者に関連する地域資源の積極的紹介

高齢者が地域において介護予防や健康づくり、生きがいづくりに積極的に取り組むきっかけになるような情報の収集を図るとともに、これらの情報を地域の高齢者や住民に積極的に提供していきます。また、地域包括支援センターを中心に介護保険サービスと介護保険サービス以外の地域やボランティア等によるサービスとが連携した包括的支援体制の構築に努めます。

## 5 介護事業所における防災対策への啓発・指導

介護サービス事業所は、災害発生時の避難等に介護を必要とする高齢者が多数利用していることに鑑み、防災対策を徹底していく必要があります。そのため、各種研修会や実地指導、集団指導の機会を捉え、防火対策に加え、風水害、土砂災害、地震等に対する防災対策の啓発・指導に努めます。

## 第8章 介護サービス基盤の整備

### 1 施設・居住系サービス

#### (1) 施設・居住系サービス基盤整備の考え方

介護保険制度創設以降、高齢化の一層の進展とそれに伴う要介護高齢者の増加や単身高齢者の増加に伴い施設・居住系サービスへのニーズが高くなってきています。

とりわけ、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所希望者が多いことから、本市においては計画的に介護老人福祉施設の整備を進めてきましたが、現在においても多くの待機者がおられるため、第5期においても特別養護老人ホームの整備を継続して進めていきます。

また、平成23年度末での廃止が予定されていた介護療養型医療施設の廃止期限が平成29年度末まで延長されましたが、平成24年度以降の新設が出来ないこととなりました。さらに、今後、一定の医療ニーズがある、いわゆる後期高齢者の増加が続くと予想されることから、病状が安定し入院の必要は無い人を対象に、看護や医学的管理の下で在宅復帰へ向けたリハビリテーション、介護を行う施設である介護老人保健施設の整備も併せて行っていきます。

なお、施設整備においては、認知症高齢者へのケアに有効なことや、入居者一人ひとりの生活リズム尊重の点から、個室・ユニット型を基本に進めていきます。

#### 【療養病床の再編】

療養病床の再編とは、国の医療制度改革の一環として打ち出されたもので、医療の必要性に応じた機能分担を推進することにより、

- ① 利用者の実態に即したサービスの提供
- ② 人材の効率的な活用
- ③ 医療・介護の総費用の減少

を図るものとされている。

○介護療養病床は主として要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や必要な医療を行う施設。

○介護療養病床は、平成23年度末までに廃止されることとなっていたが、介護保険施設への転換が思うように進まなかったため、今般の介護保険法改正により、廃止期限が平成29年度末まで延長されたが、平成24年度以降の新設は認められない事となった。

**(2) 第5期計画における施設・居住系サービスの整備方針**

療養病床からの転換分を除き、第5期計画における整備方針は次のとおりとします。

	サービス種別	第5期計画における整備方針
①	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 【地域密着型介護老人福祉施設を含む】	地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)の整備を基本とし、新たに145床の整備を行うものとする。
②	介護老人保健施設	新たに80床の整備を行うものとする。
③	介護療養型医療施設	今期計画における新たな施設整備は行わない。
④	介護専用型特定施設	同上
⑤	介護専用型以外の特定施設	同上
⑦	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	同上
⑧	地域密着型特定施設	同上

**2 居宅介護サービス**

介護保険の居宅サービスは、要介護1から要介護5までの認定を受けた方に対するサービスと要支援1、要支援2の認定を受けた方を対象に平成18年度から創設された「新予防給付(介護予防サービス)」があります。

本市における居宅サービス提供は概ね確保されていると考えられますが、今後も引き続き事業者に対して適切な情報提供等を行い、必要量に応じたサービス基盤の適正な整備に努めていきます。

**3 地域密着型サービス(施設・居住系を除く)****(1) 地域密着型サービスの意義**

地域密着型サービスとは、認知症高齢者や単身高齢者の増加を念頭に、高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援していく観点から、身近な地域ごとにサービスの拠点を作り、馴染みの地域の中で馴染みの職員から継続的に受けられるサービスです。

なお、平成24年度から新サービスである「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス」および一つの事業所から訪問介護・訪問看護を一体的に提供される等の「複合型サービス」が創設されることとなります。

(2) 地域密着型サービス基盤整備の考え方

本市では、以上の様な地域密着型サービスの意義を高く認め、積極的な整備を進めてきました。

この結果、地域密着型サービスの目玉的な施設であり、また認知症高齢者の介護に有効とされる「小規模多機能型居宅介護施設」の整備状況は全国平均を大幅に上回っており、また、他のサービスについても一定数の整備が進んでいます。

今後においては、新サービスへの利用ニーズの動向も併せて注視しながら適正な整備を図っていきます。

(参考) 市内の地域密着型サービス事業者指定状況 (H23年12月31日現在) (休止含む)

圏域	小学校区	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護	夜間対応型訪問介護	グループホーム	小規模特別養護老人ホーム
A	西国分・東国分	3			5	1
B	莊島・日吉・篠山・南薫・長門石	4	1		3	
C	南・津福	2			2	1
D	京町・鳥飼・金丸	2	1	1	2	
E	御井・合川	2			5	
F	上津・高良内・青峰	1			3	1
G	小森野・宮ノ陣・北野・弓削・大城・金島	4	2		7	2
H	船越・水分・柴刈・川会・竹野・水縄・田主丸	1			2	
I	城島・下田・青木・江上・浮島・大塚・三瀧・西牟田	3	5		12	
J	荒木・安武・大善寺	2	1		4	
K	山川・山本・草野・善導寺・大橋	1	1		2	1
計		25	11	1	47	6

(参考) 全国比較で見た地域密着型サービスの整備状況 (事業所数の比較)

	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護	夜間対応型訪問介護	グループホーム	小規模特別養護老人ホーム
第1号被保険者1人当たり整備数 (久留米市/全国)	3.35	1.19	2.51 (休止中)	1.81	4.15

\* 事業所数は平成23年12月31日時点(独立行政法人福祉医療機構)

\* 第1号被保険者数は平成23年10月1日時点(厚生労働省)

## 第9章 介護保険サービス量の見込み

第5期(平成24年度から26年度)事業計画期間の介護保険サービス量については、以下の手順によって施設・居住系サービス利用者数と標準的居宅サービス必要量(年間)を推計します。

### 【ステップⅠ】被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計

近年の実績を基に性・年齢別の人口、被保険者数を推計する。



近年の実績を基にして、要支援・要介護度別に将来の要介護認定者の出現率(高齢者数に対して要介護者の発生する割合。以後、「認定率」という)を設定し、被保険者数推計に乗じて、要介護認定者数を推計する。

### 【ステップⅡ】施設・居住系サービス利用者数の推計

近年の実績やサービスの供給動向を考慮して、計画期間内の施設・居住系サービスの利用者数を、要支援・要介護度別に推計する。

### 【ステップⅢ】標準的居宅サービス必要量(年間)の推計

【ステップⅠ】で推計した要支援・要介護認定者数から、【ステップⅡ】で推計した施設・居住系サービスの利用者数を差し引いて、標準的居宅サービス等受給対象者数を推計する。

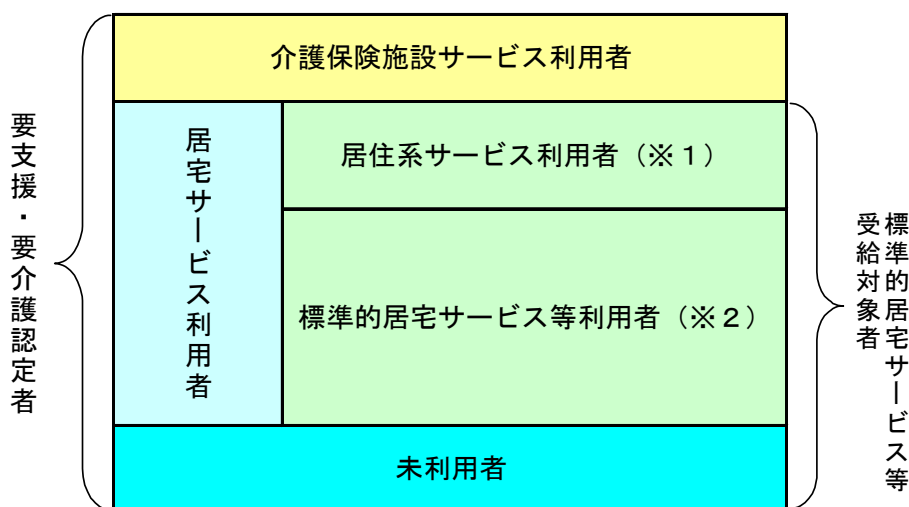


近年の実績から要支援・要介護認定者に占める標準的居宅サービス等受給率を見込み、これを標準的居宅サービス等受給対象者数に乗じて、標準的居宅サービス等受給者数を推計する。



近年の実績から各サービスの利用率と各サービス別利用者の1人あたり利用回数(日数)を推計し、これを標準的居宅サービス等受給者数に乗じ、さらに12月に乗じて、標準的居宅サービス等見込み量(年間)を推計する。

### 《介護サービス利用者数の区分》



※1 居住系サービス利用者：認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護の利用者

※2 標準的居宅サービス等利用者：居住系サービスを除く従来の居宅サービス、地域密着型サービスの利用者

## 1 人口推計

第5期期間の人口推計をコーホート変化率法により行いました。

### 第4期・第5期計画期間中の人口

(単位：人)

	第4期事業計画期間			第5期事業計画期間			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
総人口	303,595	303,435	303,252	302,379	301,350	300,173	
40歳以上65歳未満	100,082	100,824	101,922	101,163	100,350	99,276	
高齢者数	64,941	65,751	66,075	68,390	70,790	73,407	
	前期高齢者数 (65歳以上75歳未満)	33,636	33,219	32,645	33,941	35,688	37,783
	後期高齢者数 (75歳以上)	31,305	32,532	33,430	34,449	35,102	35,624

※各年度10月時点 平成23年度までは実績、平成24年度以降は推計値

※コーホート変化率法：

「コーホート」とは、同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指す。

『コーホート変化率法』とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から『変化率』を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

比較的近い将来の人口推計であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなくまた推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に多く用いられる。

## 2 被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計

第1号被保険者数については、団塊の世代が65歳に到達し始める平成24年度から伸びが大きくなると見込みました。要支援・要介護認定者については、特に85歳以上の高齢者数の増により、引き続き大きな伸びを推計しました。

第4期・第5期計画期間中の被保険者数、要介護認定者数

(単位:人)

	第4期事業計画期間			第5期事業計画期間		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者数	64,954	65,736	66,152	68,390	70,790	73,407
認定率	17.58%	18.11%	18.68%	18.78%	18.86%	18.87%
要介護認定者数	11,422	11,907	12,356	12,845	13,351	13,850
要支援1	1,139	1,380	1,382	1,462	1,529	1,594
要支援2	1,597	1,584	1,667	1,712	1,772	1,836
要介護1	2,375	2,500	2,497	2,499	2,494	2,483
要介護2	2,314	2,289	2,470	2,603	2,760	2,921
要介護3	1,715	1,658	1,747	1,854	1,961	2,068
要介護4	1,306	1,360	1,333	1,344	1,340	1,330
要介護5	976	1,136	1,260	1,372	1,495	1,618
第2号被保険者数	100,082	100,824	101,922	101,163	100,350	99,276
認定率	0.40%	0.39%	0.37%	0.35%	0.33%	0.32%
要介護認定者数	400	393	381	354	335	319

※各年度10月時点 平成23年度までは実績、平成24年度以降は推計値

※端数処理の関係上、合計は各区分の合算値と一致しない場合があります。



### 3 施設・居住系サービス利用者数の見込み

施設・居住系サービス量については、施設整備方針を踏まえ、サービス種類ごとに利用量を見込みます。

#### (1) 介護老人福祉施設

第5期計画期間中には新たな整備を行わないという計画のもとに、第4期の利用状況を踏まえて利用者数を推計しています。

#### (2) 介護老人保健施設

第5期分として、新たに80床の整備を行うという計画のもとに、第4期の利用状況を踏まえて利用者数を推計しています。

#### (3) 介護療養型医療施設

新たな整備は認められないため、第4期の利用状況を踏まえて利用者数を推計しています。(平成29年度末で廃止)

#### (4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特養)

第5期分として、新たに145床の整備を行うという計画のもとに、第4期の利用状況を踏まえて利用者数を推計しています。

#### (5) 認知症対応型共同生活介護

第5期計画期間中には新たな整備を行わないという計画のもとに、第4期の利用状況を踏まえて利用者数を推計しています。

#### (6) 特定施設入居者生活介護(介護専用)及び地域密着型特定施設入居者生活介護

第5期計画期間中には新たな整備を行わないという計画のもとに、第4期の利用状況を踏まえて利用者数を推計しています。

#### (7) 特定施設入居者生活介護(介護専用以外)

第5期計画期間中には新たな整備を行われないという想定のもとに、第4期の利用状況を踏まえて利用者数を推計しています。

## 施設・居住系サービス利用者数の推計

(単位:人/月)

	第4期事業計画期間			第5期事業計画期間		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設利用者数	1,889	1,863	1,893	1,949	2,186	2,199
うち要介護4・5	1,073	1,100	1,202	1,203	1,325	1,336
介護老人福祉施設	781	789	786	820	831	822
介護老人保健施設	672	674	677	674	755	756
介護療養型医療施設	381	341	312	315	315	316
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	55	59	117	140	285	305
介護専用居住系サービス利用者数	816	823	820	840	843	846
認知症対応型共同生活介護	786	793	790	810	813	816
特定施設入居者生活介護(介護専用)	30	30	30	30	30	30
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
施設・介護専用居住系サービス利用者数	2,705	2,686	2,713	2,789	3,029	3,045
施設利用者に対する要介護4・5の者の割合	56.8%	59.0%	63.5%	61.7%	60.6%	60.8%

※端数処理の関係上、合計は各区分の合算値と一致しない場合があります。

## 介護専用型以外の居住系サービス利用者数の推計

(単位:人/月)

	第4期事業計画期間			第5期事業計画期間		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定施設入居者生活介護(介護専用以外)	326	324	333	331	331	331
介護予防認知症対応型共同生活介護	4	1	3	5	5	6
介護予防特定施設入居者生活介護	55	47	47	51	54	57

※端数処理の関係上、合計は各区分の合算値と一致しない場合があります。

#### 4 標準的居宅サービス等受給者の推計

要支援・要介護認定者の見込み数から、3の施設・居住系サービス利用者数(P.82)を差し引いた人数が標準的居宅サービス等受給対象者になります。これに、標準的居宅サービス等受給率を乗じて標準的居宅サービス等受給者（何らかの居宅サービスを受ける人の数）を推計します。

##### 標準的居宅サービス等受給者の推計

(単位:人/月)

	第4期事業計画期間			第5期事業計画期間		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	726	823	876	972	1,063	1,157
要支援2	1,201	1,231	1,229	1,230	1,220	1,213
要介護1	1,727	1,820	1,863	1,990	2,090	2,194
要介護2	1,615	1,670	1,732	1,908	2,061	2,265
要介護3	907	968	1,009	1,113	1,189	1,329
要介護4	495	567	584	559	545	575
要介護5	226	289	338	510	654	876
合計	6,897	7,368	7,631	8,284	8,823	9,608

※端数処理の関係上、合計は各区分の合算値と一致しない場合があります。

#### 5 標準的居宅サービス等見込み量の推計

近年の実績から各サービスの利用率と利用者の1人あたり利用回数(日数)を推計して、これを標準的居宅サービス等受給者数に乘じ、必要量(年間)を推計しています。

## 標準的居宅サービス等見込み量（年間）の推計

区分		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
居宅サービス	訪問介護	介護	回数/年	380,819	437,001	499,386
		予防	回数/年			
	訪問入浴介護	介護	回数/年	9,303	12,006	15,062
		予防	回数/年	0	0	0
	訪問看護	介護	回数/年	43,650	51,130	59,470
		予防	回数/年	3,202	3,181	3,263
	訪問リハビリテーション	介護	回数/年	16,967	19,911	23,207
		予防	回数/年	2,026	2,026	2,026
	居宅療養管理指導	介護	人数/年	10,356	11,916	13,644
		予防	人数/年	276	276	288
	通所介護	介護	回数/年	367,143	405,118	445,233
		予防	回数/年			
	通所リハビリテーション	介護	回数/年	168,299	185,103	202,663
		予防	回数/年			
	短期入所生活介護	介護	回数/年	63,680	72,521	81,964
		予防	回数/年	1,190	1,190	1,190
	短期入所療養介護	介護	回数/年	6,805	7,616	8,626
		予防	回数/年	60	60	60
	福祉用具貸与	介護	人数/年	30,324	34,308	38,664
		予防	人数/年	6,444	6,564	6,708
特定福祉用具販売	介護	人数/年	828	900	972	
	予防	人数/年	348	360	384	
住宅改修	介護	人数/年	768	840	912	
	予防	人数/年	444	456	480	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護・看護	介護	人数/年	588	672	744
	夜間対応型訪問介護	介護	人数/年	0	0	0
	認知症対応型通所介護	介護	回数/年	12,012	13,389	15,100
		予防	回数/年	96	96	96
	小規模多機能型居宅介護	介護	人数/年	4,788	5,340	5,928
		予防	人数/年	552	576	588
複合型サービス	介護	人数/年	744	828	924	
居宅介護支援	介護	人数/年	62,136	68,316	74,904	
	予防	人数/年	26,628	27,612	28,680	

## 第10章 介護保険料等

### 1 保険料の算出方法

第5期事業運営期間における第1号被保険者の保険料基準額の算出手順は、次のとおりです。

#### (1) 介護保険料の算出手順

##### ① 標準給付費見込額等の算出

施設・居住系サービス利用者見込み、標準的居宅サービス等見込み量に、実績を考慮したサービス単価を乗じて総給付費を算出、その額に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えて、標準給付費見込額(A)を算出します。また、各年度の保険給付費の3%以内で、地域支援事業に要する費用の見込額(B)を算出します。

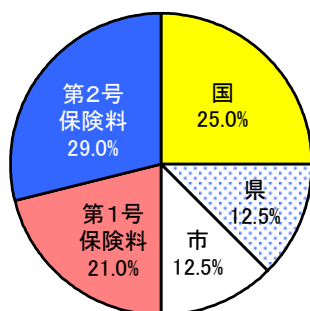
##### ② 第1号被保険者負担分相当額の算出

標準給付費見込額(A)と地域支援事業にかかる費用の見込額(B)の合計額に、第1号被保険者負担割合21%<sup>※1)</sup>を乗じた金額が、第1号被保険者の負担分相当額(D)となります。

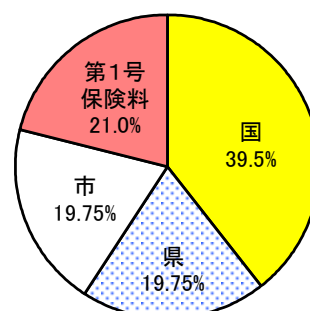
※1) 第4期事業運営期間における第1号被保険者負担割合は20%でしたが、高齢者人口の増加に伴って、第5期事業運営期間における第1号被保険者負担割合は21%とされました。

【参考】標準給付費・地域支援事業費(介護予防事業・包括的支援事業・任意事業)の財源構成

介護給付・予防給付・介護予防事業



包括的支援事業・任意事業



※介護給付・予防給付費の施設等分については、国:20%、県:17.5%となる。

### ③ 所得段階別加入割合補正後被保険者数の設定

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階によって基準額に対する負担割合が異なるため、所得段階ごとの被保険者の見込み数に保険料基準額に対する負担割合を乗じて所得段階別加入割合補正後被保険者数（C）を算出します。この人数が保険料（基準額）を算定する際の対象人数となります。

### ④ 調整交付金見込額の算出

第1号被保険者負担割合（21%）と、全国平均の調整交付金<sup>※2)</sup> 交付割合（5%）の合計（26%）から、第1号被保険者負担割合に、後期高齢者加入割合補正係数<sup>※3)</sup> と所得段階別加入割合補正係数<sup>※4)</sup> を乗じて得た値を引いて調整交付金見込交付割合（H）を計算します。その割合を標準給付費見込額（A）に乗じて、調整交付金見込額（I）を算出します。

※2) 調整交付金：介護保険の財源のうち、利用者負担を除いた全市町村の給付費の5%を国が交付するもので、介護保険に関する財政力格差により、この割合より多い自治体や少ない自治体があります。

※3) 後期高齢者加入割合補正係数：後期高齢者数の全国平均値との乖離を補正する係数です。

※4) 所得段階別加入割合補正係数：所得段階別の高齢者数の全国平均値との乖離を補正するための係数です。

### ⑤ 保険料収納必要額

第1号被保険者負担分相当額（D）と調整交付金相当額（E）の合計から調整交付金見込額（I）、介護給付費準備基金取崩額（L）、財政安定化基金取崩による交付額（M）を差し引き、財政安定化基金拠出金見込額（J）、財政安定化基金償還金（K）を加えて、保険料収納必要額（N）を算出します。

### ⑥ 保険料基準

保険料収納必要額（N）を予定保険料収納率（O）で割戻し、この額を所得段階別加入割合補正後被保険者数（C）で割り、保険料基準額を算出します。

(2) 標準給付費見込額

介護報酬改定の影響などを考慮し、最終的な見込み額を検討しています。

(3) 地域支援事業費見込額

介護報酬改定の影響などを考慮し、最終的な見込み額を検討しています。

(4) 保険料基準額の算出

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
第1号被保険者数	68,390 人	70,790 人	73,407 人	212,587 人
前期(65～74 歳)	33,941 人	35,688 人	37,783 人	107,412 人
後期(75 歳以上)	34,449 人	35,102 人	35,624 人	105,175 人
所得段階別被保険者数	68,390 人	70,790 人	73,407 人	212,587 人
第1段階	2,104 人	2,178 人	2,258 人	6,540 人
第2段階	11,737 人	12,149 人	12,598 人	36,484 人
第3段階特例割合	5,169 人	5,350 人	5,548 人	16,067 人
第3段階	4,986 人	5,161 人	5,352 人	15,499 人
第4段階特例割合	11,614 人	12,022 人	12,466 人	36,102 人
第4段階	9,928 人	10,274 人	10,655 人	30,857 人
第5段階	8,092 人	8,376 人	8,686 人	25,154 人
第6段階	7,372 人	7,631 人	7,913 人	22,916 人
第7段階	4,064 人	4,207 人	4,362 人	12,633 人
第8段階	1,169 人	1,210 人	1,255 人	3,634 人
第9段階	604 人	626 人	649 人	1,879 人
第10段階	348 人	360 人	373 人	1,081 人
第11段階	1,203 人	1,246 人	1,292 人	3,741 人
所得段階別加入割合による 補正後被保険者数(C)	64,570 人	66,837 人	69,308 人	200,716 人
標準給付費+地域支援事業費見込額 (A)+(B)	<p>介護報酬改定の影響などを考慮し、最終的な見込み額を 検討しています。</p>			
第1号被保険者負担分相当額 (D)=((A)+(B))×21%				
調整交付金相当額(E)=(A)×5%				
調整交付金見込交付割合(H) =(21%+5%)-(21%×(F)×(G))				
後期高齢者加入割合補正係数(F)				
所得段階別加入割合補正係数(G)				
調整交付金見込額(I)=(A)×(H)				
財政安定化基金拠出金見込額(J)				
財政安定化基金拠出率				
財政安定化基金償還金(K)				
準備基金取崩額(L)				
財政安定化基金取崩による交付額(M)				
保険料収納必要額(N) =(D)+(E)-(I)+(J)+(K)-(L)-(M)				
予定保険料収納率(O)				
保険料の基準額(年額)(P)=(N)÷(O)÷(C)				
保険料の基準額(月額)(Q)=(P)÷12				

※端数処理の関係上、合計は各区分の合算値と一致しない場合があります。



## 2 第5期計画期間における第1号被保険者保険料

### (1) 所得段階設定についての考え方

第5期の介護保険料は全国的に大幅な上昇が見込まれており、本市においても同様となっておりますので、国の考え方を踏まえ、これまで以上にそれぞれの被保険者の負担能力に応じた保険料段階設定が必要となります。

そのため、第5期においては、低所得者の負担に配慮しつつ負担能力に応じた保険料を賦課するよう、所得段階の多段階化及び保険料段階設定の見直しを行います。

### (2) 財政安定化基金の取り崩しについて

介護保険法の一部改正により、都道府県に設置されている「財政安定化基金※」を取り崩すことが可能となりました。第5期の保険料上昇抑制のため、取り崩した額の3分の1に相当する額は市町村に交付されることになっています。

※財政安定化基金

都道府県に設置されており、国、都道府県、市町村で3分の1ずつ拠出し、介護保険財政に不足が生じることとなった場合に、市町村に貸付・交付される仕組み。

### (3) 介護給付費準備基金等（第4期保険料の剰余金）について

第4期計画期間中に生じている保険料剰余金については、国の方針として、最低限必要と見込まれる額を除き、介護保険事業特別会計に繰り入れ、第5期保険料を軽減するために活用することとされています。本市においても、この方針に沿った取り扱いとします。

### (4) 低所得者へ配慮した保険料段階設定

- ① 新たに、第3段階について負担能力に応じた保険料賦課の観点から所得区分を細分化します。
- ② 第4期に設定した特例第4段階を第5期においても継続します。

### (5) 保険料基準額

第5期計画期間における第1号被保険者保険料基準額（月額）は、介護給付費準備基金の取崩可能額等が現在のところ決まっていないため確定していませんが、5,500円程度を見込んでいます。

## 第5期計画期間の介護保険料所得段階区分（案）

第5期計画期間(案)				
対象者			負担割合	
所得段階区分	第1段階	市民税世帯 非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.50
	第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.50
	第3段階の特例割合		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.65
	第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	×0.75
	第4段階の特例割合	市民税世帯 課税	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.88
	第4段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	<b>基準額</b>
	第5段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の人	×1.13
	第6段階		市民税本人課税の方で合計所得金額125万円以上200万円未満の人	×1.25
	第7段階		市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の人	×1.5
	第8段階		市民税本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満の人	×1.60
	第9段階		市民税本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満の人	×1.70
第10段階	市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満の人		×1.85	
第11段階	市民税本人課税で、合計所得金額600万円以上の人		×2.00	

## (参考) 第4期計画期間の介護保険料所得段階区分

第4期計画期間(参考)				
対象者			負担割合	
所得段階区分	第1段階	市民税世帯 非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.50
	第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.50
	第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	×0.75
	第4段階の特例割合	市民税世帯 課税	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.88
	第4段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	<b>基準額</b>
	第5段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の人	×1.13
	第6段階		市民税本人課税の方で合計所得金額125万円以上200万円未満の人	×1.25
	第7段階		市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上500万円未満の人	×1.5
第8段階	市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上の人	×1.75		

### 3 低所得者への配慮

久留米市では、恒常的に生活困難な被保険者に対して、第5期事業計画期間においても介護保険料の減免と介護保険サービスの利用者の負担軽減及び助成に取り組むとともに制度の周知を図り、利用者の拡充に努めます。

#### (1) 保険料の減免制度

久留米市介護保険条例に基づき、世帯の収入が生活保護基準未満の方を対象とした保険料独自減免を実施し、低所得者層の負担軽減に努めています。

#### (2) 介護保険サービス利用者負担に係る低所得者向け制度

##### ①高額介護サービス費

介護保険サービスの1ヶ月の利用者負担額（1割分）が下記の上限額を超えた時は、申請に基づきその超えた分を高額介護サービス費として支給します。

世帯区分	利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
課税世帯	全て	37,200 円
住民税世帯 非課税	下記に該当しない方	24,600 円
	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	15,000 円 ※
	老齢福祉年金受給者	15,000 円 ※

※世帯単位ではなく、個人単位の上限額になります。

②高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の1年間の利用者負担額が、下記の上限額を超えた時は、申請に基づき、その越えた分を高額医療合算介護サービス費として支給します。

			75歳以上世帯	70～74歳世帯	70歳未満世帯
			介護保険+ 後期高齢者医療	介護保険+ 各医療保険	介護保険+ 各医療保険
1	上位所得者	基礎控除後の総所得が 600万円を越える方	-	-	126万円
2	現役並み 所得者	市民税課税標準額が 145万円以上の方	67万円	67万円	-
3	一般	市民税課税世帯の方 (上記1・2以外の方)	56万円	56万円	67万円
4	低所得者	II 市民税非課税世帯の方 (低所得者I以外の方)	31万円	31万円	34万円
		I 非課税世帯で年金収入 80万円以下の方など	19万円	19万円	

※高額介護サービス費・高額療養費の支給対象額は自己負担額に含みません。

③特定入所者介護サービス費

住民税が世帯非課税の方に対し、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設へ入所した場合及び短期入所生活介護、短期入所療養介護を利用した場合の食費、居住費（滞在費）を申請に基づき減額します。

負担段階			居住費(滞在費)(円/日)				食費 (円/日)
			ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室	
第1 段階	生活保護受給者		820	490	490 (320)	0	300
	市民税 世帯 非課 税	高齢福祉年金受給者					
第2 段階	合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円以下		820	490	490 (420)	320	390
第3 段階	第2段階に該当しない方		1,640	1,310	1,310 (820)	320	650
第4 段階	市民税課税世帯 (負担限度額の対象外)		1,970	1,640	1,640 (1,150)	320	1,380

※( )内は、介護老人福祉施設、短期入所生活介護の場合の限度額です。

※第4段階の額は施設での平均的な費用を勘案して決められる基準費用額であり、実際は施設との契約によって決定されます。

#### ④介護老人福祉施設旧措置入所者の利用料及び居住費・食費の負担減額

介護保険制度施行前から介護老人福祉施設に入所している旧措置入所者の方に対し、当時の利用者負担額を上回らないように、利用者負担額（1割分）や食費・居住費を減額します。減額の割合は、当時の負担額を考慮し、個別に設定されます。

#### ⑤社会福祉法人等による利用者負担の軽減

生活が困窮している低所得の方で社会福祉法人が提供する介護保険サービスを受けている方は、利用者負担額（1割分）や食費・居住費を社会福祉法人が軽減し、その一部を公費で補います。対象者は、申請に基づき市で決定します。軽減の程度は、利用者負担の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）です。

#### ⑥訪問介護利用者負担額減額

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている方であって、次のいずれかに該当する場合は、介護保険の訪問介護を利用する際の利用者負担が減額されます。なお、減額後の利用者負担割合は0%です。

- ・65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた方で、65歳に到達したことで介護保険の対象となった方。
- ・特定疾病によって生じた身体上又は精神上の障害が原因で、要介護または要支援の状態となった40歳から64歳までの方。

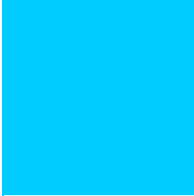
#### ⑦久留米市介護保険サービス利用者負担額助成金交付制度

在宅で介護保険サービスを利用する低所得者で特に生計が困難である方に対し、その利用者負担額の一部を助成します。

低所得者で特に生計が困難である方とは、要支援・要介護認定を受けている方のうち、久留米市介護保険料減免取扱要綱に基づく減免措置を受けている方をいいます。

助成額は、助成対象となるサービス費用に100分の5を乗じた額を控除して得た額となります。





## 第3部

### 計画の推進と評価の体制等



## 1 計画の推進体制

### (1) 庁内組織

計画策定段階で設置した「計画推進委員会」「計画推進調整会議」を継続的に開催し、健康福祉部を中心に各部局連携のもと、計画の適正な推進と進行管理を行います。

### (2) 関係機関・団体との連携

この計画は、本市の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現を目指すものであり、計画を円滑にしていくためには、行政だけでなく、市民や事業者、各団体等の役割も重要になります。

このため、久留米市社会福祉協議会、久留米市民生委員・児童委員協議会、久留米市老人クラブ連合会等の各団体や医療機関、民間事業者、NPO法人等との連携を図り、役割分担と協働のもと、計画を推進します。

## 2 計画の進捗状況の点検と評価の実施

第5期計画では、可能な限り目標を設定し、施策（事業）ごとの目標への達成状況を点検し分析を行い、その結果に基づき計画全体の評価を実施し課題を整理することで、計画の適切な進捗管理を行います。

## 3 計画の推進に必要な事項

### (1) 広報の充実

計画の推進には市民の理解と協力が必要であり、『広報くるめ』や市のホームページによる計画達成状況等の情報開示を積極的に推進します。

### (2) その他

計画に記載している事業等の推進のあり方について、必要に応じて検討を行い、次期計画に反映させていきます。